

漁業系廃棄物処理ガイドライン（改訂）
参考資料

令和2年5月

環境省環境再生・資源循環局

参考資料一覧

参考資料	タイトル	概要
参考資料 1	廃棄物処理法等の改正について	本ガイドライン（初版）の策定後に改正された主な廃棄物処理法の概要について示している。
参考資料 2	委託契約について	委託契約の留意点や契約書の法定記載事項等について示している。
参考資料 3	マニフェストシステム	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載事項やマニフェストの流れについて示している。
参考資料 4	産業廃棄物処理の委託先について	産業廃棄物の処理委託先の探索方法として、優良産廃ナビ等を示している。
参考資料 5-1	漁業系廃棄物の発生抑制の取組事例	漁業系廃棄物の発生抑制の取組事例を漁業用資材の種類ごとに示している。
参考資料 5-2	漁具の環境配慮設計の事例	生分解性カキ養殖用パイプなどの事例について示している。
参考資料 5-3	漁業系廃棄物等の再使用の事例	漁業系廃棄物等の再使用の事例を廃棄物等の種類ごとに示している。
参考資料 5-4	漁業系廃棄物等の売却、メーカー下取り等の事例	漁業系廃棄物等の売却、メーカー下取り等の事例を廃棄物等の種類ごとに示している。
参考資料 5-5	漁業系廃棄物の広域認定による再生利用の事例	廃 FRP 船の広域認定による再生利用の事例について示している。
参考資料 5-6	漁業系廃棄物等の再生処理の事例	漁業系廃棄物等の再生利用の事例（国内外）を廃棄物等の種類ごとに示している。
参考資料 6	関係通知	漁業系廃棄物や海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の対策に係る主な通知等について参考までに示している。
参考資料 7	漁業系廃棄物処理ガイドライン改訂委員会委員名簿	同ガイドラインを改訂するために設置した委員会の委員名簿を示している。

廃棄物処理法等の改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）は廃棄物処理の現状や新しい課題に対応するため、大規模な改正が逐次行われ、1991（平成 3）年以降も幾度も改正をされてきた。特に近年では「循環型社会形成推進基本法」の制定及び各種リサイクル法が制定されるなど、循環型社会形成に向けた法制度が整備されてきている。主な廃棄物処理法の改正概要については、以下のとおりである。

○1997（平成 9）年 6 月改正

- (1) 産業廃棄物管理票制度を全ての産業廃棄物に拡大、電子マニフェストの使用選択の創設
- (2) 産業廃棄物の不法投棄等に係る罰則の大幅強化

○2000（平成 12）年 6 月改正

- (1) 基準に従わない廃棄物の焼却の禁止
- (2) 不法投棄等の罰則の大幅強化、基準に従わない廃棄物の焼却の禁止、産業廃棄物管理票の不交付等についての罰則の創設

○2003（平成 15）年 6 月改正

- (1) 事業者の一般廃棄物処理の委託基準の創設
- (2) 廃棄物処理業等の許可に係る特例の拡充（廃棄物の広域的処理に係る特例等）
- (3) 不法投棄及び不法焼却未遂罪並びに一般廃棄物の不法投棄の法人両罰刑の創設

○2004（平成 16）年 4 月改正

罰則の強化（不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的での廃棄物の収集運搬に対する罰則の創設等）

○2005（平成 17）年 5 月改正

産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わない者について公表・命令措置の導入

○2010（平成 22）年 5 月改正

- (1) 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
 - ① 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化
 - ② 土地所有者等に係る通報の努力義務の創設
 - ③ 罰則の強化
- (2) 優良産廃処理業者認定制度の創設
- (3) その他（排出事業者に対する措置命令等）

○2017 (平成 29) 年 6 月改正

(1) 産業廃棄物管理票に係る罰則の引き上げ (産業廃棄物管理票に関する罰則第二十七條の二)

	不法投棄罪に係る罰則
1970 (昭和 45) 年	○5 万円以下の罰金
1976 (昭和 51) 年	○3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金 (有害な産廃は 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)
1991 (平成 3) 年	○6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (特別管理廃棄物は 1 年以上の懲役または百万円以下の罰金)
1997 (平成 9) 年	○産廃: 3 年以下の懲役若しくは 1 千万円 (法人 1 億円) 以下の罰金又は併科 ○一廃: 1 年以下の懲役又は 3 百万円以下の罰金
2000 (平成 12) 年	○5 年以下の懲役若しくは 1 千万円 (産廃の法人 1 億円) 以下の罰金又は併科
2003 (平成 15) 年	○未遂罪の創設 (罰則は既遂と同じ。)
2004 (平成 16) 年	○準備罪の創設 (3 年以下の懲役若しくは 3 百万円以下の罰金又は併科)
2010 (平成 22) 年	○5 年以下の懲役若しくは 1 千万円 (法人 3 億円) 以下の罰金又は併科

委託契約について

1 委託契約とは

産業廃棄物の処理を委託する際には、排出事業者と処理業者の役割と責任を明確にするため、書面により委託契約を締結することが定められています。

委託する回数や産業廃棄物の量の多少に関わらず、必ず委託契約書を作成しなければなりません。

2 産業廃棄物処理委託契約の原則

委託契約には5つの決まりごとがあります。

2-1. 二者契約であること

排出事業者は、収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ契約を締結しなければなりません（法第12条第5項、第12条の2第5項）。

ただし、収集運搬と処分の両方の許可を有する同一業者に委託する場合は、一つの契約書で締結することができます。

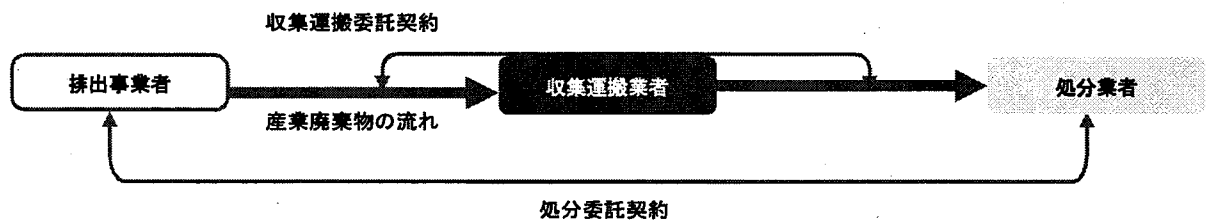


図-2.1 二者契約の形態

2-2. 書面で契約すること

口頭ではなく必ず書面で契約を行わなければなりません。

契約期間中に契約事項（契約単価、契約期間、予定数量等）に変更が生じた場合の訂正も、書面で行う必要があります。

2-3. 必要な項目を盛り込むこと

委託契約書に記載すべき内容は、廃棄物処理法で定められています。

（2-5 委託契約書の法定記載事項を参照）

2-4. 委託契約書に処理業の許可証等の写しが添付されていること

契約内容に該当する処理業の許可証、再生利用認定証等の写しを添付しなければなりません。

2-5. 5年間保存すること

排出事業者は、契約の終了日から5年間、委託契約書（添付書面を含む。）を保存しなければなりません。

3 契約の当事者

委託契約の当事者とは、原則的には事業者の代表者です。しかし、代表者から契約締結の権限を委任された者（支店長・現場事務所長等）であれば、その者の名義で契約を締結することもできます。ただし、支店長・現場事務所長等の名で締結した契約であっても、産業廃棄物の処理責任は、あくまでも事業者が負うこととなります。

4 委託契約書の記載内容

委託契約書の記載内容は、法律で定められている項目（法定記載事項）とその他の一般的な契約事項（法定外記載事項）に分けることができます。

法定外記載事項については、契約を締結する当事者間の話し合いで決めます。

5 委託契約書の法定記載事項

法定記載事項は、必ず委託契約書に記載しなければなりません。記載されていない、もしくは記載内容が実際と異なる場合には、委託基準違反となり罰則適用の対象となります。したがって、これらの項目については漏れなく記載しなければなりません。

なお、委託契約書の記載に変更があった場合の対応はケースバイケースであり、例えば「現委託契約書の条文の修正」や「変更契約の新たな締結」などの方法があります。

※法定記載事項については、文書の表現方法や記載の順序が異なっても記載されていれば問題ありません。

表-2.1 委託契約書の法定記載事項

委託契約書の共通記載事項	
①委託する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量 ②委託契約の有効期間 ③委託者が受託者に支払う料金 ④受託者の事業の範囲 ⑤委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報 ア 性状及び荷姿に関する事項 イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 エ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マークに関する事項 オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合には、その旨 カ その他取扱いに関する注意事項 ⑥委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項 ⑦受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 ⑧契約解除時の処理されない（特別管理）産業廃棄物の取扱いに関する事項	
運搬委託契約書の記載事項	処分委託契約書の記載事項
⑨運搬を委託する際に必要な事項 運搬の最終目的地の所在地 ⑩積替え保管をする場合は次も含む ・積替え又は保管の場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管の上限 ・安定型産業廃棄物と他の排出事業者の産業廃棄物との混合の可否等	⑪処分又は再生を委託する際に必要な事項 処理施設の所在地・処分又は再生の方法及び処理能力 ⑫当該産業廃棄物が許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨 ⑬処理後に残さが発生する場合は次も含む 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力

参考資料2については、「令和元年度産業廃棄物処理実務者研修会・基礎コーステキスト」（公益社団法人 全国産業資源循環連合会）より作成したものである。同会では、「産業廃棄物処理委託契約書の手引」（公益社団法人全国産業資源循環連合会）<https://www.zensanpairen.or.jp/> を有償頒布しているので、適宜参考にされたい。

マニフェストシステム

1 マニフェスト (A 票) の記載事項

- ① 産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- ③ マニフェストの交付年月日及び交付番号
- ④ 排出事業者の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ⑥ マニフェストの交付を担当した者の氏名
- ⑦ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地
- ⑧ 産業廃棄物の荷姿
- ⑨ 最終処分を行う場所の所在地
- ⑩ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票				
交付年月日	年 月 日	交付番号		交付担当者 氏名
事(排出者)	氏名又は名称	名称		
	住所 〒 電話番号	所在地 〒 電話番号		
産 業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)	<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷姿
	<input type="checkbox"/> 0100 絶えがら	<input type="checkbox"/> 1250 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性油	<input type="checkbox"/> 7424 絶えがら(有害)
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1350 プラスチック類(不)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 原油(有害)
	<input type="checkbox"/> 0300 塵埃	<input type="checkbox"/> 1420 鉛くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)
	<input type="checkbox"/> 0400 廃油	<input type="checkbox"/> 1520 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強鹼(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃油(有害)
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 有害のふん屋	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 有害の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1850 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 汚染雑物(有害)
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1920 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等
	<input type="checkbox"/> 0920 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4200 難燃性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石膏等	
	<input type="checkbox"/> 1000 動物性残渣	<input type="checkbox"/> 4320 動物性残渣	<input type="checkbox"/> 7422 固定下水汚泥	
	<input type="checkbox"/> 1100 コムくず	<input type="checkbox"/> 4420 ばいじん(有害)	<input type="checkbox"/> 7423 ばいじん(有害)	
中間処理	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)			
最終処分	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約締結のとき <input type="checkbox"/> 当該記録のとき			
運搬先	氏名又は名称	名称		
	住所 〒 電話番号	所在地 〒 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称	名称		
	住所 〒 電話番号	所在地 〒 電話番号		
排出事業者	排出者の氏名又は名称(運搬担当者名)		交付年月日	数量(及び単位)
処分委託者	委託者の氏名又は名称(処分担当者の氏名)		交付年月日	数量(及び単位)
最終処分	名称/所在地/電話番号 (委託契約締結の場所にあるときは記録簿記載の名称)			
発行	B2票 年 月 日		D票 年 月 日	
	E票 年 月 日			

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

見本

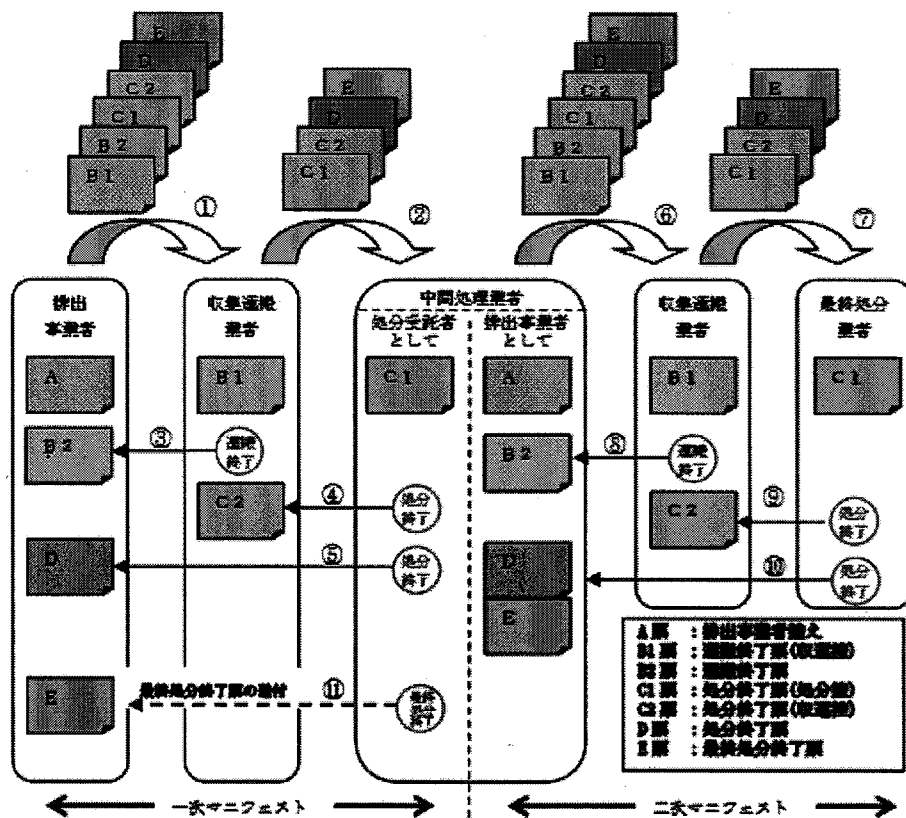
出典：全国産業資源循環連合会のホームページ
(<https://www.zensanpairen.or.jp/>)

図-3.1 マニフェスト (A 票、見本)

2 マニフェストの流れ

(1) 紙マニフェスト

- ① 排出事業者は7枚複写のマニフェストに必要事項を記入し、署名した後、廃棄物とともに7枚全部を収集・運搬業者に交付する。
- ② 収集・運搬業者は、廃棄物の受領時に、マニフェストの所定欄に署名し、7枚の内1枚(A票)を排出事業者に手渡す。
- ③ 排出事業者は、収集・運搬業者から戻された1枚(A票)を保管する。
- ④ 収集・運搬業者は、残り6枚のマニフェストを、廃棄物とともに中間処理業者に回付する。
- ⑤ 中間処理業者は、廃棄物の受領時に、マニフェストの所定欄に署名し、6枚の内の2枚(B1, B2票)を収集・運搬業者に手渡す。
- ⑥ 収集・運搬業者は、中間処理業者から戻された1枚(B1票)を保管し、他の1枚(B2票)を排出事業者に返送する(運搬完了日から10日以内)。
- ⑦ 中間処理業者は、廃棄物の中間処理が完了したときに、マニフェストの所定欄に署名し、4枚の内の1枚(C1票)を自ら保管して、他の1枚(C2票)は収集・運搬業者に返送し、他の1枚(D票)は排出事業者に返送する(中間処理完了日から10日以内)。
- ⑧ 中間処理業者は、中間処理によって発生した産業廃棄物の最終処分完了を確認したときに、マニフェスト(E票)へ最終処分完了年月日及び最終処分場所を記載し、同票は排出事業者に返送する(最終処分業者から二次E票を受領した日から10日以内)。
- ⑨ 排出事業者は収集・運搬業者及び処分業者から戻されたマニフェスト(B2, D, E票)を保管しているマニフェスト(A票)と照らし合わせて、指示通りに処分が行われたかチェックしたうえで、交付日、又は送付を受けた日から5年間保存する。



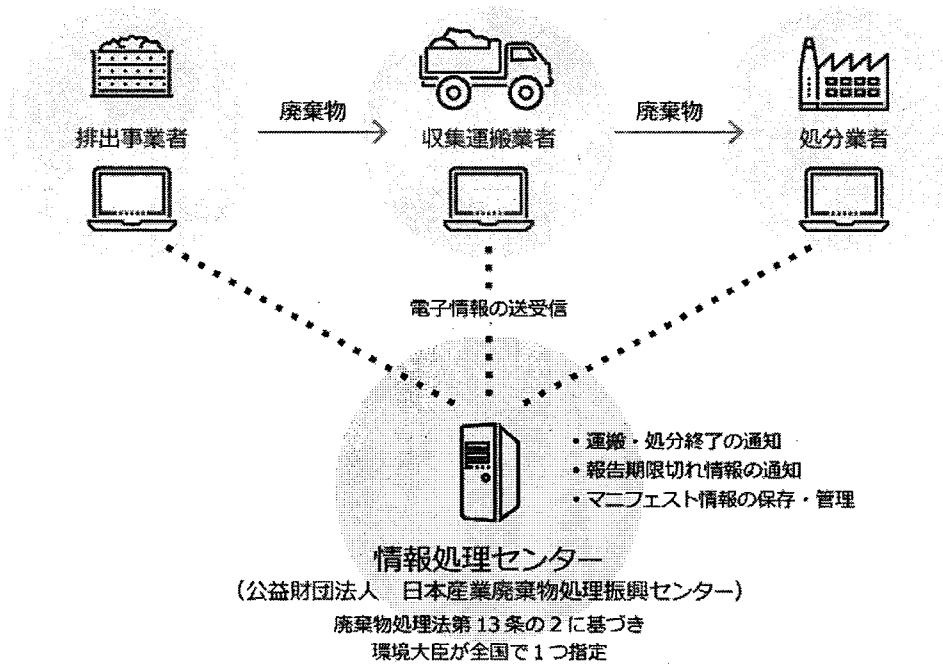
出典：「産業廃棄物適正処理ハンドブック」（平成 29 年 東京都）

図-3.2 紙 manifests の流れ

(2) 電子 manifests

- ① 排出事業者は廃棄物を収集・運搬業者に廃棄物を引き渡した後、パソコン等を使用して情報処理センターに必要事項を登録する（廃棄物の引き渡しから 3 日以内）。
- ② 収集・運搬業者は、廃棄物の収集・運搬を完了した後、パソコンを使用して情報処理センターに運搬完了日等を報告する（運搬完了日から 3 日以内）。
- ③ 情報処理センターは、排出事業者へ運搬の完了を通知する。
- ④ 中間処理業者は、廃棄物の中間処理を完了した後、パソコンを使用して情報処理センターに中間処理完了日等を報告する（中間処理完了日から 3 日以内）。
- ⑤ 情報処理センターは、排出事業者及び収集・運搬業者に中間処理の完了を通知する。
- ⑥ 最終処分業者は、廃棄物の最終処分を完了した後、パソコンを使用して情報処理センターに最終処分完了日等を報告する（最終処分完了日から 3 日以内）。
- ⑦ 情報処理センターは、排出事業者及び中間処理業者に最終処分の完了を通知する。

⑧ マニフェスト情報は、情報処理センターが保存する。



出典：JWNET のホームページ

図-3.3 電子マニフェストの流れ

産業廃棄物処理の委託先について

主な産業廃棄物処理委託先の情報収集の事例は、次のとおりである。

表 4-1 産業廃棄物処理委託先の情報収集の事例

処理委託先の情報収集	
1	以前契約していた最終処分業者から情報を収集した。
2	都道府県産業廃棄物処理業者名簿を参照した。
3	漁協から処理業者（3社程度）の情報を収集した。
4	他の漁業者から情報を収集した。
5	地元の市場から情報を収集した。
6	以前から付き合いのある収集運搬業者から処分先についての情報を適宜収集している。

また、産業廃棄物の処理委託先の探索に当たっては、以下のものも活用されたい。

● 優良産廃ナビ

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を「優良認定業者」として、都道府県・政令市が認定しており、全国の優良認定業者の情報がインターネットで検索可能である。

<http://www3.sanpainet.or.jp/>



● さんばいくん

地域に優良認定業者が存在しない場合には、下記ホームページで全国の産業廃棄物処理業者の検索が可能である。なお、より新しい情報については、各都道府県の産業廃棄物処理業者名簿を活用されたい。

<http://www2.sanpainet.or.jp/>



● 一般社団法人日本マリン事業協会

FRP船舶のリサイクルについては、日本マリン事業協会のホームページに記載の全国の登録販売店の一覧を活用されたい。

<https://www.marine-jbia.or.jp/>



● 都道府県産業資源循環協会

各都道府県の産業廃棄物処理業者の業界団体であり、都道府県内の産業廃棄物処理業者の情報を有する。

表 4-2 都道府県の産業資源循環協会の連絡先一覧

産業廃棄物協会	住所	電話・FAX
公益社団法人 北海道産業資源循環協会	060-0005 北海道札幌市中央区北5条西6丁目 北海道通信ビル5F	TEL. 011-241-7611 FAX. 011-241-7612
一般社団法人 青森県産業廃棄物協会	030-0802 青森県青森市本町5-5-21 青森県農業共済会館2F	TEL. 017-721-3911 FAX. 017-721-3838
一般社団法人 岩手県産業資源循環協会	020-0023 岩手県盛岡市内丸16-15 内丸ビル5F	TEL. 019-625-2201 FAX. 019-624-1920
一般社団法人 宮城県産業資源循環協会	980-0801 宮城県仙台市青葉区木町通1-4-15 仙台市交通局本局庁舎4F	TEL. 022-290-3810 FAX. 022-290-0381
一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会	010-0951 秋田県秋田市山王3-1-7 東カンビル3F	TEL. 018-863-7107 FAX. 018-863-6977
一般社団法人 山形県産業資源循環協会	990-0041 山形県山形市緑町1-9-30 緑町会館6F	TEL. 023-624-5560 FAX. 023-624-5360
一般社団法人 福島県産業資源循環協会	960-8043 福島県福島市中町4-20 みんなゆうビル4F 405号室	TEL. 024-524-1953 FAX. 024-523-4723
一般社団法人 茨城県産業資源循環協会	310-0852 茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4F	TEL. 029-301-7100 FAX. 029-301-7103
公益社団法人 栃木県産業資源循環協会	320-0043 栃木県宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F	TEL. 028-612-8016 FAX. 028-612-8017
公益社団法人 群馬県環境資源創生協会	371-0025 群馬県前橋市紅雲町1-7-12 群馬県住宅供給公社ビル3F	TEL. 027-243-8111 FAX. 027-243-4911

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会	330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-5-7 高砂建物ビル 3F	TEL. 048-822-3131 FAX. 048-822-6299
一般社団法人 千葉県産業資源循環協会	260-0013 千葉県千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビルディング 5F	TEL. 043-239-9920 FAX. 043-239-9922
一般社団法人 東京都産業資源循環協会	101-0047 東京都千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7F	TEL. 03-5283-5455 FAX. 03-5283-5592
公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会	231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 1 シルクセンタービル 2階	TEL. 045-681-2989 FAX. 045-641-8114
一般社団法人 新潟県産業資源循環協会	950-0982 新潟県新潟市中央区堀之内南 1-15-6 日南ビル 2F	TEL. 025-246-9288 FAX. 025-246-9726
一般社団法人 富山県産業資源循環協会	930-0083 富山県富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6F	TEL. 076-425-8663 FAX. 076-425-8665
一般社団法人 石川県産業資源循環協会	920-0918 石川県金沢市尾山町 9-13 金沢商工会議所会館 3階	TEL. 076-224-9101 FAX. 076-224-9102
一般社団法人 福井県産業廃棄物協会	910-0851 福井県福井市米松 2-24-20 梅鉢ビル 102号	TEL. 0776-57-0070 FAX. 0776-57-0071
一般社団法人 山梨県産業資源循環協会	400-0844 山梨県甲府市中町 219-9	TEL. 055-244-0755 FAX. 055-244-0756
一般社団法人 長野県資源循環保全協会	380-8567 長野県長野市大字中御所字岡田 30-16 長野県林業センター1F	TEL. 026-224-9192 FAX. 026-224-9188
一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会	500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 1-11-12 岐阜県水産会館内	TEL. 058-272-9293 FAX. 058-272-6764
公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会	420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9F	TEL. 054-255-8285 FAX. 054-252-2845

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会	460-0022 愛知県名古屋市中区金山 2-10-9 第8 フクマルビル 5F	TEL. 052-332-0346 FAX. 052-322-0136
一般社団法人 三重県産業廃棄物協会	510-0074 三重県四日市市鶉の森 1-2-19 マルキビル 5F	TEL. 059-351-8488 FAX. 059-353-7470
一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会	520-0051 滋賀県大津市梅林 1-3-30 こうぜんビル 2F	TEL. 077-521-2550 FAX. 077-521-6999
公益社団法人 京都府産業資源循環協会	601-8027 京都府京都市南区東九条中御霊町 53-4 Johnsonビル 2F	TEL. 075-694-3402 FAX. 075-694-3425
公益社団法人 大阪府産業資源循環協会	540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 3F	TEL. 06-6943-4016 FAX. 06-6942-5314
一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会	650-0023 兵庫県神戸市中央区栄町通 2-4-14 日栄ビル 3F	TEL. 078-381-7464 FAX. 078-381-7350
一般社団法人 奈良県産業廃棄物協会	634-0063 奈良県橿原市久米町 652-2 橿原市商工経済会館 2階	TEL. 0744-48-0077 FAX. 0744-48-0078
一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会	640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁 30 酒直ビル	TEL. 073-435-5600 FAX. 073-424-5553
一般社団法人 鳥取県産業資源循環協会	682-0022 鳥取県倉吉市上井町 1-138	TEL. 0858-26-6611 FAX. 0858-26-6650
一般社団法人 しまね県産業資源循環協会	690-0001 島根県松江市東朝日町 112	TEL. 0852-25-4747 FAX. 0852-59-5771
一般社団法人 岡山県産業廃棄物協会	701-1152 岡山県岡山市北区津高 628-6	TEL. 086-254-9383 FAX. 086-254-8766
一般社団法人 広島県資源循環協会	730-0052 広島県広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 4F	TEL. 082-247-8499 FAX. 082-247-9719

一般社団法人 山口県産業廃棄物協会	753-0814 山口県山口市吉敷下東 1-3-24 山陽ビル吉敷第2	TEL. 083-928-1938 FAX. 083-928-6513
一般社団法人 徳島県産業資源循環協会	770-0942 徳島県徳島市昭和町 3-35-1 徳島県労働福祉会館 5F	TEL. 088-626-1381 FAX. 088-623-0381
一般社団法人 香川県産業廃棄物協会	761-0311 香川県高松市元山町 124-1 コーポ川添	TEL. 087-847-8400 FAX. 087-847-8850
一般社団法人 えひめ産業資源循環協会	790-0005 愛媛県松山市花園町 7-3 花園ビル 3F	TEL. 089-986-3450 FAX. 089-986-3451
一般社団法人 高知県産業廃棄物協会	780-0870 高知県高知市本町 2-2-29 畑山ビル 6F	TEL. 088-872-5056 FAX. 088-872-5055
公益社団法人 福岡県産業資源循環協会	812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47 福岡県国保会館 2F	TEL. 092-651-0171 FAX. 092-651-1065
一般社団法人 佐賀県産業資源循環協会	849-0921 佐賀県佐賀市高木瀬西 5 丁目 14-1	TEL. 0952-37-7521 FAX. 0952-37-7522
一般社団法人 長崎県産業資源循環協会	850-0874 長崎県長崎市魚の町 1-23 フォーレ長崎 105号	TEL. 095-832-8620 FAX. 095-823-4470
一般社団法人 熊本県産業資源循環協会	861-8010 熊本県熊本市東区上南部 2-1-113	TEL. 096-213-3356 FAX. 096-213-3362
一般社団法人 大分県産業資源循環協会	870-0905 大分県大分市向原西 1-1-27 大分県トラック会館 4F	TEL. 097-503-0350 FAX. 097-503-0351
一般社団法人 宮崎県産業資源循環協会	880-0802 宮崎県宮崎市別府町 3-1 宮崎日赤会館 2F	TEL. 0985-26-6881 FAX. 0985-31-1703
一般社団法人 鹿児島県産業資源循環協会	892-0836 鹿児島県鹿児島市錦江町 11-40 鹿児島地域振興局 鹿児島港支所 2F	TEL. 099-222-0230 FAX. 099-222-3533

一般社団法人 沖 縄県産業資源循環 協会	901-2131 沖縄県浦添市牧港 5-6-8 沖縄県建設会館 6 F	TEL. 098-878-9360 FAX. 098-878-9361
----------------------------	---	--

漁業系廃棄物の発生抑制の取組事例

国内の漁業者にヒアリングした結果、確認された漁業系廃棄物の発生抑制の取組の事例は、下表のとおりである。

表 5-1 漁業系廃棄物の発生抑制の取組事例

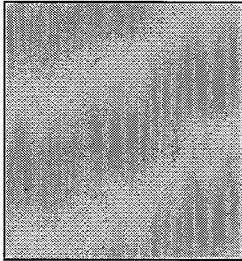
漁業種類	漁業用資材の種類	発生抑制の取組の事例
漁船漁業	漁網	漁網に空いた穴は撚糸を用いて漁業者自ら修理する。
		縄による船の摩耗防止のため、昔使用していた編糸の太い網を縄と船の摩擦面に設置している。
		荒天時は漁具が流出することがあるため、出漁しないこととしている。
	化繊ロープ類	機械の材質が鉄の場合、錆びてロープが擦れて切れる原因となるが、最近は銅やステンレスに転換されて、ロープの寿命も延びている。 ロープについては、修理しながら古いものを活用する。
	硬質フロート（ブイ、浮子類）	日差しによる劣化防止のため、塗料の塗っていないもの（黒）を使用している。
養殖業	養殖いけす用網	養殖いけす用網に空いた穴は撚糸を用いて漁業者自ら修理する。
	パールネット、丸かご	パールネットに空いた小さな穴は自分でテグスを使用して修理する。
		パールネットに使用されている針金が壊れたら、新しい針金を調達して、修理する。
		外国産のパールネットは安い針金が錆びやすいものがあるので、国産のものを使用している。
	化繊ロープ類	切断されたロープは廃棄せずに漁業用資材として使用するために保管している。
	カキ養殖用資材（カキ養殖用パイプ、まめ管、ワッシャー）	労力を要する（4時間/2人・日）が、洗浄時にカキ養殖用パイプ及びワッシャーを回収している。 地域として流出したカキ養殖用パイプを買い取る仕組みがあり、そこで買い取られたカキ養殖用パイプを購入している。
廃シート類	遮光シートは、風で劣化するが、穴が開いても補修して使い続けている。	

漁具の環境配慮設計の事例

大手製網メーカーにヒアリングした結果、確認された漁具の環境配慮設計の事例は、下表のとおりである。

表 5-2 漁具の環境配慮設計の事例

事業主体	ニチモウ株式会社（東京都品川区）
漁業用資材の種類	・カキ養殖用パイプ、たこ壺、アナゴ筒
プラスチックの具体的な素材	・ユニチカの製品「テラマック」（成分はPLA（ポリ乳酸））を使用 ・ほかにもいくつかの樹脂メーカーから生分解性プラスチック原料が販売されているが、漁具の用途に耐え得る強度を有する生分解性プラスチックとしてはほかに、東レの製品「エコディア」（PLA）が考えられる。
開発状況	・開発中
環境配慮の種類	・生分解性プラスチックの使用
環境配慮設計の開始年月日	・カキ養殖用パイプは昨年（2019）から実施している。
環境配慮設計に当たった課題	・ポリ乳酸は、湿度90%以上、温度55℃以上で加水分解し、粉末状に分解する仕組みであるが、目標の耐用年数（5年）で分解するように制御することが難しい。環境中で分解に作用する主な要素は、水温とバクテリア（微生物の多い土の中ではよく分解する）である。 ・倉庫保管中に空気中の水分を吸収して、分解が進むことから、保管方法も課題である。
開発試験援助	・既存の製品（カキ養殖用パイプ）の価格は3円/本である一方、現在開発中の生分解性カキ養殖用パイプは60円/本であることから、補助金等によりこの価格差を埋めないと市場での流通は難しい。 ・生産量を増やすことによりコスト低減を図ることも考えられるが、原料（ポリ乳酸）の製造は、国内にはなく、アメリカと中国の二か国のみであり、原料供給がボトルネックになり得る。
今後の開発動向	・カキ養殖用パイプの後は、樹脂で作られているような成形品（たこ壺等）を対象に開発を進めたい。 ・生分解性プラスチック素材を使用した漁網の開発については、まず同素材による糸を開発することから始めなければならず、開発には比較的時間を要するものと思われる。
その他（カキ養殖用パイプ以外の環境配慮事例）	・深海調査の観測機器に使用されるロープ（海底に残置される）について、生分解性のものの開発・使用実績はある。 ・巻き網の業界（WCFFC）では、海洋プラスチック問題を受けて、従



来古網をバヤオ（浮漁礁）として使用していたところ、それらを天然繊維に代替することが推奨されている。

- ・環境配慮を目的としているわけではないが、漁具の強度向上（長持ち）は従前からのテーマであり、より強度のある化学繊維（ケブラー、ダイニーマ等）を強度が求められる部分に限定して使用することによりコストを抑え強度を向上するよう取り組んでいる。

漁業系廃棄物等の再使用の事例

国内の漁業者にヒアリングした結果、確認された漁業系廃棄物等の再使用の事例は、下表のとおりである。

表 5-3 漁業系廃棄物等の再使用の事例

廃棄物等の種類		再使用方法	
漁船 漁業	廃プラスチック類	漁網	中古網（漁業用）、養殖用資材、フロートカバー、農業用資材（防獣ネット、防虫ネット）
		化繊ロープ類	漁業用資材
		硬質フロート（パイ、浮子類）	かご網や定置網のフロート
	廃油	潤滑油	ストーブの燃料
養殖業	廃プラスチック類	養殖いけす用網	たも網の原材料
		採苗網（たまねぎ袋等）	農業用資材、フロートカバー、おもりの袋
		のり網	被災家屋の補強資材、中古網
		化繊ロープ類	他の漁業用資材、農業用資材、雪囲い
		硬質フロート	地域から流出した硬質フロートを回収している業者から中古フロートを購入している。
		廃シート類	他の漁業用資材
		浮子竹（のり伸子）	農業用資材

漁業系廃棄物等の売却、メーカー下取り等の事例

国内の漁業者にヒアリングした結果、確認された漁業系廃棄物等の売却、メーカー下取り等の事例は、下表のとおりである。

表 5-4 漁業系廃棄物等の売却、メーカー下取り等の事例

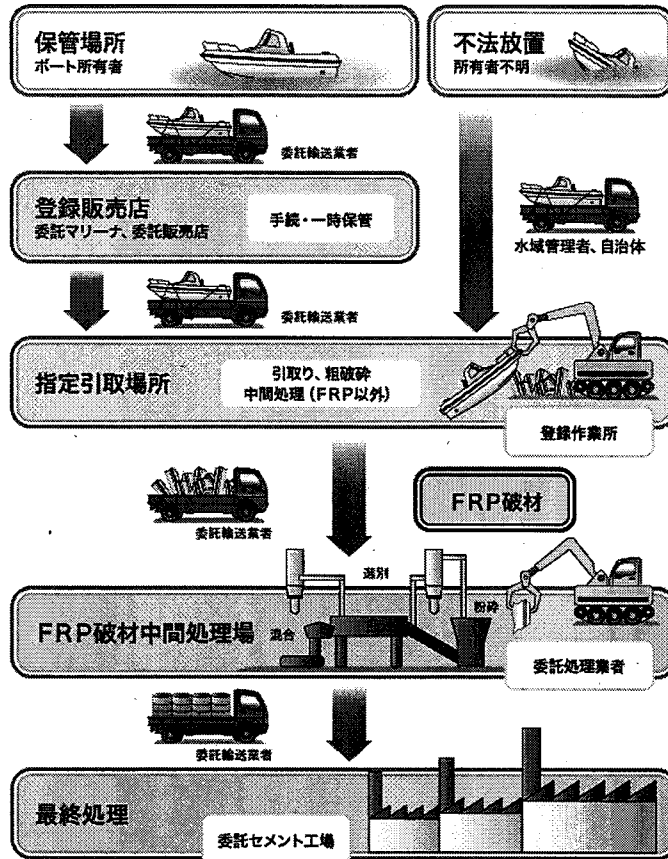
廃棄物等の種類		売却・下取り等先	売却、下取り等の別	
漁船 漁業	廃プラスチック類	漁網	漁具・漁具資材販売メーカー、貿易会社	下取り等
		化繊ロープ類	漁具・漁具資材販売メーカー、貿易会社	下取り等
		硬質フロート（ブイ、浮子類）	産廃業者	売却
	廃プラスチック類、金属くず	鉛入りロープ	金属回収業者	売却（鉛のみ）
	廃プラスチック類、金属くず、特管廃酸	バッテリー	廃品回収業者	売却
	金属くず	廃ワイヤー類	金属回収業者	売却
		おもり（鉛）	漁具・漁具資材販売メーカー	下取り等
廃油	潤滑油	漁具・漁具資材販売メーカー	売却、下取り等	
養殖業	廃プラスチック類	養殖いけす用網	漁具・漁具資材販売メーカー、貿易会社	下取り等
		のり網	他漁業者、ホームセンター	売却
		発泡スチロール製フロート	漁具・漁具資材販売メーカー	下取り等
		のり簀（ノリミス）	自治体	売却
	廃プラスチック類、金属くず	FRP 船	船舶解体業者、船舶販売業者	売却
	廃プラスチック類、金属くず、特管廃酸	バッテリー	廃品回収業者	売却
	廃プラスチック類、紙くず	肥料袋、餌料袋	肥料・餌料販売業者	下取り等
	金属くず	廃ワイヤー類	金属回収業者	売却、下取り等
		アンカー	金属回収業者	売却、下取り等
		養殖いけす用金網	漁具・漁具資材販売メーカー	下取り等
		養殖いけす枠	漁具・漁具資材販売メーカー	下取り等
	廃油	廃潤滑油	漁具・漁具資材販売メーカー、廃油再生業者	下取り等

漁業系廃棄物の広域認定による再生利用の事例

廃 FRP 船舶に係る広域認定業者にヒアリングした結果、確認された廃 FRP 船舶の再生利用の事例は、下表のとおりである。

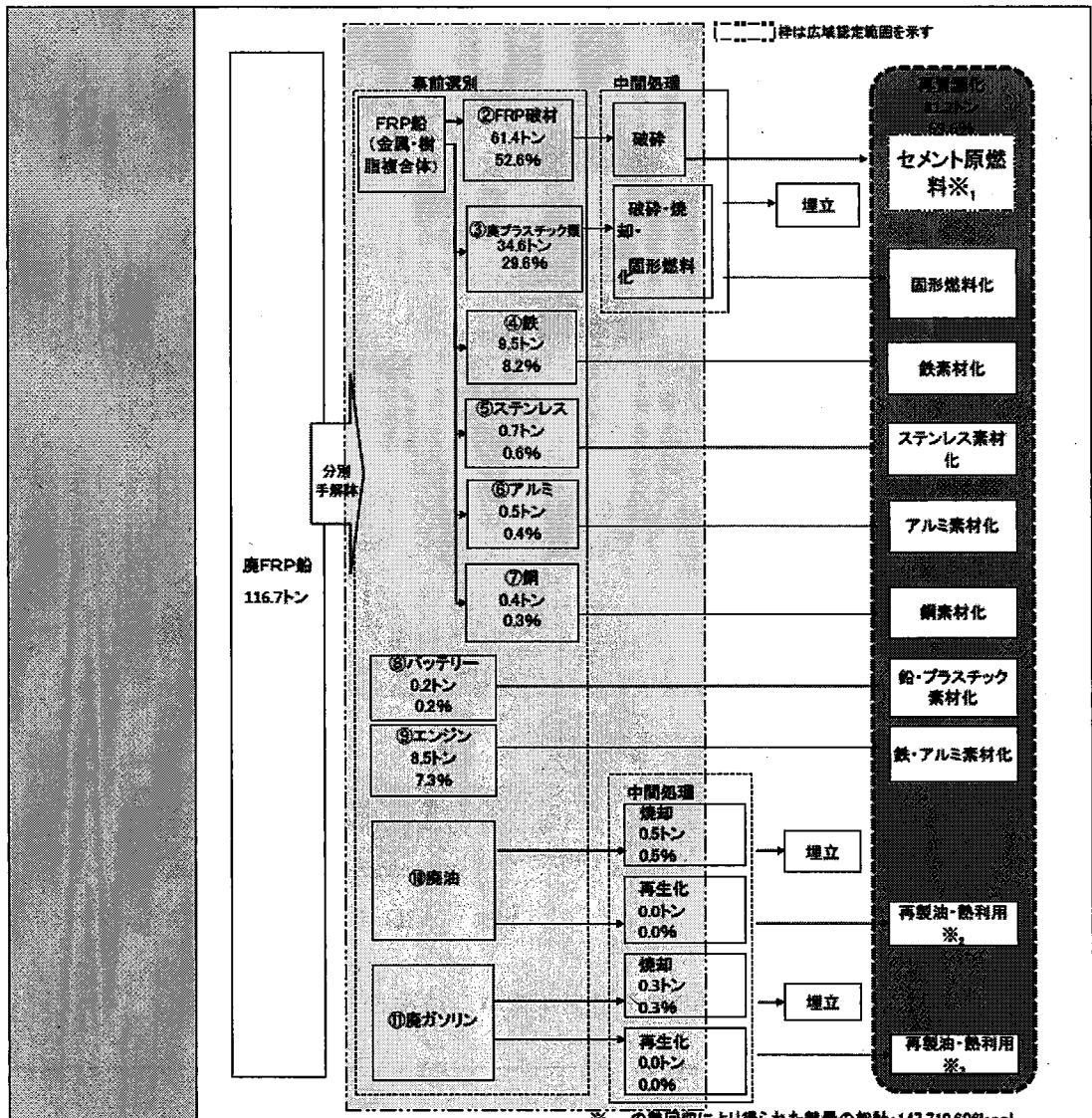
表 5-5 広域認定による再生利用の事例

事業主体	一般社団法人日本マリン事業協会
漁業系廃棄物の種類	廃 FRP 船
プラスチックの具体的な素材	FRP (ガラス繊維を不飽和ポリエステル樹脂を用いて積層することにより成型したもの)
廃棄物処理法上の許可区分	広域認定 (一般廃棄物、産業廃棄物)
排出者の対象範囲	一般廃棄物については全国の排出者、産業廃棄物については同協会に所属する会員企業が製造又は輸入し、かつ販売する FRP 船の排出者 ※当該廃棄物の回収の際にやむを得ず混合してしまった同一性の製品については当認定の範囲において適正な処理を実施
再生処理開始年月日	平成 17 年 11 月 29 日から、環境大臣から廃棄物処理法に基づく広域認定を受け、FRP 船リサイクルを開始した。平成 19 年度から全国展開した。
再生処理技術導入の具体事例	次のとおり、FRP 船の収集・解体・破碎を広域的に行っている。



出典：(一社) 日本マリン事業協会ウェブサイト

また、廃棄物のマテリアルフローは次のとおりである。



内訳の数値・割合は単位未満を四捨五入のため、合算値と合計値は一致しないことがあります。

出典：(一社)日本マリン事業協会ウェブサイト

なお、FRP 破材について、セメント原燃料以外の用途についても過去に検討したが、事業化はしなかった。

受入条件	<p>指定引取場所において、引き取る際の基準は以下のとおりである。</p> <p>○原則として指定引取場所に持ち込む前に取り外していただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工具を使用する作業は、以下の事項 ①船底のカキ・フジツボ落とし、処分 ②燃料・機関オイル・クーラント抜き、処分 ※ 燃料 (軽油・ガソリン) が残存している場合は、廃 FRP 船の運搬を行うことができません。 ③バッテリーの撤去、処分 ※ エンジンや金物は現状で受け取りし
------	---

	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他は、手で降ろせる全てのもの（備品、フェンダー、ロープ等） ・一般ゴミ（生ゴミ、ビン・カン類など、船用品以外で持ち込まれたもの） ※ 一般ゴミがある場合は、引取ができません。 ・ビルジ、水等 ・消火器 ・漁具、ロープ、防舷材（タイヤ、ゴム製、ナイロン製、発泡スチロール製など） ・エアコン、冷蔵庫 <p style="text-align: right;">出典：（一社）日本マリン事業協会ウェブサイトより作成</p>
再生条件	塩素を発生させるフジツボ・カキの付着は厳禁。
再生処理技術の汎用性	全国5箇所ではセメント原燃料化がなされている。
コスト比較	本リサイクルルートに則り処理する場合と、それ以外の産業廃棄物処理ルートに乗せる場合の処理費用について、どちらの方が安価であるのかは、地域によって異なるかの調査はしていない。
再生処理に当たっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の廃プラスチック類輸入規制に伴い、各引取業者の保管場所が飽和し、廃FRP船については、容量が大きいので、引取拒否又は延期する事例が確認された。 ・廃プラスチック類（FRP破材を除く。）については、固形燃料化として再資源化される量はわずかである。
課題解決のための要望	特になし
想定される生活環境影響	FRPの処理に起因する特別な環境影響は想定されない。
今後の開発動向	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・最近では漁協等からのFRP製漁船の処理に係る問い合わせが増えてきている。 ・FRP船（産業廃棄物）のうち、本リサイクルシステムを利用できるのは、本協会会員が製造等したFRP船に限られるため、それ以外のFRP船については、地場企業が取扱っているのではないかと。

漁業系廃棄物等の再生処理の事例

漁業者が交付した産業廃棄物管理票及び大手製網メーカーやプラスチック再生処理業者へのヒアリング結果並びに既存資料調査（海外事例）により確認された漁業系廃棄物等の再生処理の事例は、下表のとおりである。

表 5-6 漁業系廃棄物等の再生処理の事例（国内）

廃棄物等の種類	再生処理者	再生利用方法	備考
漁網（養殖用の網を含む。）	廃棄物処理業者、製網メーカー、プラスチック再生処理業者	固形燃料化、ナイロン製品の原料化、油化	製網メーカー及びプラスチック再生処理業者の再生処理方法については、資料 5-6 表 A, B 参照
発泡スチロール製フロート	プラスチック再生処理業者	固形燃料化	プラスチック再生処理業者の再生処理方法については、資料 5-6 表 C を参照
フロートカバー	廃棄物処理業者	固形燃料化	—
FRP 船	広域認定業者	セメント製造の原料・燃料化	詳細については、資料 5-5 参照（マリン事業協会の事例）
カキ殻	漁業者	土壌改良剤、水槽の中和剤	—
付着物残渣	一般廃棄物処理業者	肥料化	—

表 5-7 漁業系廃棄物等の再生処理の事例（海外）

廃棄物等の種類	再生処理者	再生利用方法	備考
ナイロン製漁網	プラスチック再生処理業者	ナイロン繊維の原料化	ノルウェーの事例
PP 製ロープ	プラスチック再生処理業者	再生ペレット化	ノルウェーの事例
漁網、ロープ（ナイロン製及び PP 製）	プラスチック再生処理業者	エネルギー回収	ノルウェーの事例
漁網（モノフィラメント、マルチフィラメント製の刺し網）	地域コミュニティ	ロープ化	インドの事例

表 A 漁網の再生処理事例 1

事業主体	リファインバース株式会社 一宮工場（愛知県一宮市） ニチモウ株式会社（日本製網工業組合員企業、東京都品川区）
漁業系廃棄物の種類	漁網（まき網、刺し網）
プラスチックの具体的な素材	ナイロン
廃棄物処理法上の許可区分	特になし（ナイロン漁網は有価物として、リファインバースに売却されている。）
排出者の対象範囲	日本製網工業組合員企業の工場（漁網の修繕時に古網が発生）
再生処理開始年月日	2019年4月から
再生処理技術導入の具体事例	○ 再生利用工程 各組合員の工場が、付着物を除去したナイロン網を運送会社に委託し、リファインバース一宮工場に搬入する。搬入後は、リファインバース一宮工場にて、ナイロン網を洗浄、破断し、加熱したナイロンを目の細かい金網で夾雑物を除去しつつ、ペレット化する。 ○ 再生利用用途 ペレットから再生ナイロンコンパウンドを製造し、プラスチック製品製造会社へ販売する。販売先では、自動車部品、建材等の原料として使用されている。
受入条件	・ナイロン素材のみに分別 ・付着物の除去（砂、塩分、有機物）
再生条件	・日焼け等により劣化した網は再生資材には適さない。 ・再生品の品質上の観点から、付着物は除去しなければならない。 ・資材の色については、特に限定していない。 ・ナイロン6（漁網）とナイロン66（エアバッグ）は別々に再生処理する必要がある。
再生処理技術の汎用性	独自開発のプロセスで処理されている。
コスト比較	・再生ナイロンペレットは、バージン材よりも価格を抑えることができおり、市場も確立されているため、事業として成り立つ。
再生処理に当たっての課題	・施設能力上は年間 3000 t のナイロンの再資源化が可能 ・ナイロン製の網の供給源について、組合としては、ナイロンが分別されて大量に保管されている場所を把握していない。 ・製網メーカーは、網を見ればある程度規格（色、太さ等）が限定されるため、素材別に分別することができるが、その他の排出者が素材別に分別することは難しいかもしれない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁具には、複数の素材が使用されており、それらを分別することには手間がかかる。
課題解決のための要望	<ul style="list-style-type: none"> ・各排出者による網の素材別分別の徹底 ・特に前処理を実施する産業廃棄物処理業者と協業ができるとよい。 ・一宮工場では廃棄物処理業の許可を有していないため、廃棄物の受け入れはできない。したがって、排出者側に運送コストを低減し、採算性を確保してもらう必要があるが、そのためには、運送効率を向上することを目的とした漁網の圧縮・梱包施設があるとよいだろう。また、各漁業団体がナイロン網の集積場を作ること運送効率の向上に有益であろう。 ・漁網のリサイクルに必要な施設についての補助金があれば、リサイクルも促進されるのではないか。
想定される生活環境影響	<p>処理の過程でナイロン独特の臭気が発生することがある。</p>
今後の開発動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロンロープの再資源化について、現在取り組んでいる。 ・使用済みの漁網の再資源化原料から衣服等の原材料を製造するため、再生ナイロン繊維の製造について現在取り組んでいる。
排出者のアクセス利便性	<p>排出者個人が古網を一宮工場に搬入することは、一回当たりの搬入量が限られ、運送コストを踏まえると廃棄物となる可能性があり、現実的ではない。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・製網メーカーの生産者責任を意識して、古網の回収を実施している。 ・ポリエステルはバージン材の市場価格が低いため、コストをかけて再資源化しても現時点では採算性が見込めない。

表 B 漁網の再生処理事例 2

事業主体	ニチモウ株式会社（東京都品川区）
漁業系廃棄物等の種類	漁網
プラスチックの具体的な素材	ポリエチレン、ポリプロピレン
廃棄物処理法上の許可区分	特になし（自社内で資源として有効利用）
排出者の対象範囲	自社の工場（漁網の修繕時に古網が発生）
再生処理開始年月日	2019年3月から開始
再生処理技術導入の具体事例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生利用工程 油化装置により、プラスチックを軽油と重油（1：1）にケミカルリサイクルする。 ○ 再生利用用途 <ul style="list-style-type: none"> ・重油については、船舶のエンジンに混ぜて使用（単体で使用すると燃料のカロリーが高く、設備が痛むため）する。 ・軽油については、油化装置の燃料や工場のフォークリフトの燃料として使用する。 ・燃料の販売については、大量に生産した場合に当該燃料を保管するに当たり、消防法上の規制や燃料を小売りするための許可手続きが難しいことから、考えていない。
受入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・油の組成について、水分が入る分には問題ないが塩分が入ると品質上良くないので、漁具の洗浄（脱塩、付着生物除去）は必要である。 ・漁具が脱塩されていないと油化装置を痛める可能性はあるが、今のところそのような影響は確認されていない。
再生条件	漁具の洗浄（脱塩、付着生物除去）+切断・粉砕
再生処理技術の汎用性	開発段階である。
コスト比較	工場で使用する燃料の費用が低減される利点がある。
再生処理に当たっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリエステルについては、カロリーが低いため、油化するメリットがあまりない。 ・ポリエステルについては、アパレル分野でリサイクルされている事例があるが、漁網は汚い、臭いということもあり、リサイクルにあたり洗浄することが求められるが、その前処理のコストにより、採算が合わないという課題もある。 ・したがって、ポリエステルは今のところリサイクルの事業化が難しい。

課題解決のための要望	特になし
想定される生活環境影響	特になし
今後の開発動向	現在は研究段階であるが、今後は 300t/年の PE 及び PP を処理する能力を有する施設について構想している。当該施設では、日本製網工業組合の会員各社が所有する廃漁網の処理も想定している。
排出者のアクセス利便性	検討中
その他（類似の導入事例）	プラスチック容器包装の製造メーカーでは、油化装置の導入事例がある。

表C 発泡スチロール製フロートの再生処理事例1

事業主体	株式会社西原資源（広島市中区）
漁業系廃棄物等の種類	発泡スチロール製フロート
プラスチックの具体的な素材	ポリスチレン
廃棄物処理法上の許可区分	許可不要（漁業者が減容機やペレット製造機を使用して加工した原料（チップ、ペレット）を買い取る方式）
排出者の対象範囲	県内外（県外は、愛媛県、鹿児島県）
再生処理開始年月日	平成31年2月に中小企業等経営強化法に基づき、養殖用かき筏等の使用済フロートリサイクルの取組が新連携計画として認定を受け、1年目は発泡スチロール製フロートの減容化を進め、次年度にペレット化を実証試験する予定である。（発泡スチロール製フロートのリサイクルは平成29年度から（公財）海と渚環境美化・油濁対策機構と協力して開始した。）
再生処理技術導入の具体事例	<p>○ 再生利用工程</p> <p>広島県漁連が県内で処理されずに野積みされている発泡スチロール製フロートなどを集め、約3000個のフロートを減容化（減容機で破砕し、1/20に減容）した。</p> <p>フロートの破砕後物をペレット製造機（原料をすり潰す際の熱を利用して造粒する。）でペレット化する。</p> <p>出典：中国経済産業局ホームページ</p> <p>○ 再生利用用途（※ 品質毎の用途制限なども） ボイラーの燃料として使用する。</p>

受入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・フロートを被覆しているビニールカバーやロープなどは取り外すこと。 ・付着物については、牡蠣殻程度の大きさのものは除去すること（フジツボ程度であればそのままでも問題ない） ・減容機の投入口はある程度大きいため、今のところ投入できない大きさのフロートはなかった。
再生条件	水分を多少含んでいる方がペレット化しやすいが、野積みでは含水量が多すぎるため、屋内保管が望ましい。
再生処理技術の汎用性	減容機やペレット製造機はレンタル（各 5000 円/日※運搬費等を除く。）しており、誰でも簡単に使用できる。設置場所は風雨や電源などの条件の確認が必要である。
コスト比較	<p>樹脂ペレットボイラーについては、価格が同規模のボイラーと比較して高いため、現在大量生産（10 台製造）によるボイラー製造費用の低減を検討している段階である。同ボイラーが普及すれば、樹脂ペレットがはけるため、発泡スチロール製フロートを有価物として資源循環させるシステムの確立が可能になるものと考えられる。発泡スチロール製フロートの産廃処理費用は 2000 円/個程度で、年々高騰しており、使用済み発泡スチロール製フロートが有価物として扱われるようになれば、資源循環が推進されるものと思われる。</p> <p>また、樹脂ペレットは発熱量が高く、重油などの市場価格にもよるが 5 年程度でペイするものと思われる。</p>
再生処理に当たっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・漁連、漁協などではボイラーの需要があまりないので、樹脂ボイラーの普及が課題である。 ・樹脂ボイラーについては、現在実証試験中であることや燃料の安定供給が確立されていないことなどから、現段階ではメインではなくサブとして利用されることを想定しており、複数のボイラーを使用する事業者を想定している。 ・複数のボイラーを使用している事業者に樹脂ボイラーを採用してもらうためには、同規模のボイラーと競合可能な価格帯に樹脂ボイラーの価格を抑える必要がある。
課題解決のための要望	現行の国や自治体の補助金では利用できるものがないため、樹脂ボイラーが同規模のボイラーと競合可能となるための補助金や予算を確保してほしい。
想定される生活環境影響	特になし
今後の開発動向	ボイラーの大量生産によって、製造コストを低減できるか検討中である。
排出者のアクセス利便性	発泡スチロール製フロートの県外排出者については、（公財）海と渚環境美化・油濁対策機構から減容機を用いて発砲フロートの減容化を行い、

	産廃として定期的に処理する仕組みが出来ている漁協をご紹介いただいた。県内については、県漁連から紹介いただいた。
その他	特になし

関係通知

本ガイドラインに記載の関係通知は、以下のとおりである。

表1 関係通知一覧

日付及び文書番号	通知等の名称	発出者
元水推第160号 令和元年6月4日	漂流ごみ等の回収・処理の推進等について	水産庁増殖推進部漁場資源課長
環循適発第1906041号 環水大水発第1906041号 令和元年6月4日	漂流ごみ等の処理体制構築等について	環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長 水・大気環境局 水環境課海洋環境室長
令和元年5月31日	海洋プラスチックごみ対策アクションプラン	海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議
環循適発第1905201号 環循規発第1905201号 令和元年5月20日	廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について	環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長 廃棄物規制課長
平成31年4月	漁業におけるプラスチック資源循環問題に対する今後の取組	漁業におけるプラスチック資源循環問題対策協議会
環廃対発第100330002号 平成22年3月30日	海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

元水推第160号
令和元年6月4日

都道府県水産主務部長 殿

水産庁増殖推進部漁場資源課長

漂流ごみ等の回収・処理の推進等について

日頃より、水産施策の推進等に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び同省水・大気環境局水環境課海洋環境室長から都道府県一般廃棄物行政主管部(局)長及び海岸漂着物対策担当部(局)長宛に「漂流ごみ等の処理体制構築等について(通知)」(令和元年6月4日付け環循適発第1906041号及び環水大水発第1906041号)が発出されています。ここに記されているとおり、漁業者が通常の操業時に回収した漂流ごみ等については、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進する旨の新たな方針が打ち出されております。

つきましては、下記の事項について貴都道府県の漁業関係者への周知・指導方よろしくをお願いします。

記

1. 漂流ごみ等の回収・処理のあり方の検討及び陸上における受入・処理体制構築等に当たっては、漁業関係者も積極的に協力・貢献すること。そのために海岸漂着物処理推進法に基づき都道府県が設置する海岸漂着物対策推進協議会への参画が求められた場合には積極的に参画すること。
2. 都道府県及び市町村による漂流ごみ等の受入・処理体制構築の状況を踏まえつつ、漁業の通常の操業時に漁網に混入した漂流ごみ等について、漁業者による回収・持ち帰りを奨励すること。

以上

(別添)

環循適発第 1906041 号
環水大水発第 1906041 号
令和元年 6 月 4 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部(局)長殿
各都道府県海岸漂着物対策担当部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
水・大気環境局
水環境課海洋環境室長
(公 印 省 略)

漂流ごみ等の処理体制構築等について (通知)

一般廃棄物処理行政及び海岸漂着物対策の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、我が国の海岸に、国内外から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。また、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしており、対策が急務となっている。この問題の解決に向けては、世界全体で取り組んでいく必要があり、我が国でも、個人・NGO・企業・研究機関・行政等の幅広い主体が、連携協働して取組を進めていくことが重要である。こうした情勢に鑑み、議員立法により平成30年6月に改正された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）では、漂流ごみ等が新たに法の対象となり、本年5月31日にその変更が閣議決定された新たな「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。また、同じく本年5月31日に、「プラスチック資源循

環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議により、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。詳細については、本基本方針、本戦略及び本アクションプラン並びに「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更並びにプラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定について」（令和元年5月31日付け環境省水・大気環境局・環境再生・資源循環局事務連絡）を参照いただきたい。

こうした状況を踏まえ、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である。そのため、漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の活用及び市町村の処理施設等を活用した処理など、地域の実情に応じた処理体制を構築することが効率的・効果的な対策の一つである。また、この検討に当たっては、例えば、海岸漂着物処理推進法に基づき都道府県が設置する海岸漂着物対策推進協議会への市町村及び漁業関係団体等の参画を得て、漂流ごみ等の回収・処理のあり方の検討を進めること、必要に応じて都道府県地域計画へ反映することも考えられる。

貴職におかれては、海洋環境の保全及び地域住民の生活環境の保全の取組として、上記を念頭に貴管内市町村及び漁業関係団体等と連携し、回収された漂流ごみ等の処理体制の構築の推進を御検討いただくとともに、本通知の内容について、貴管内市町村に対し周知をお願いする。また、市町村におかれては、市町村の処理施設の活用も含めた漂流ごみ等の処理について、積極的に検討されたい。こうした際には、都道府県及び市町村が連携しつつ、必要に応じた海岸漂着物対策推進協議会への参画や、都道府県地域計画と廃棄物処理計画との整合を考慮していただきたい。

なお、水産庁より都道府県水産部局及び全国漁業協同組合連合会、一般社団法人大日本水産会に対して、「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年6月4日付け元水推第160号発水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）が発出されていることを申し添える。

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

令和元年 5 月 31 日

海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議

1. はじめに

- プラスチックは、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしている有用な物質である。他方で、海洋に流出すると長期間にわたり環境中にとどまることとなる。
- 現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されている。このため、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染による生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念され、国連をはじめとする様々な国際会議において、重要かつ喫緊の課題として議論が行われている。持続可能な開発目標（SDGs）においても、目標 14 において、「あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」とされている。
- こうした問題の解決のためには、プラスチックが社会と持続可能性に対して果たす重要な役割を認識しつつ、海洋プラスチックごみの流出防止に世界全体で連携して取り組む必要がある。重要なことは、プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるかであり、経済活動を制約する必要はなく、2019 年の G20 の議長国である日本としては、新興国も含め、G20 としての海洋プラスチックごみ問題への対策が効果的に促進されるよう取り組んでいく。
- それとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方にに基づき、国内の法制度を整え、技術を磨き、循環型社会を築いてきた我が国としては、プラスチック資源循環を徹底することはもとより、世界に先駆けて実効的な海洋プラスチックごみ対策を実施し、我が国のベストプラクティス（経験知見・技術）を国際的に発信・展開することで、世界をリードしていく必要がある。このため、安倍総理は、第 198 回通常国会の施政方針演説において、「プラスチックにおける海洋汚染が、生態系への大きな脅威となっています。美しい海を次の世代に引き渡していくため、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、ごみの適切な回収・処分、海で分解される新素材の開発など、世界の国々と共に、海洋プラスチックごみ対策に取り組んでまいります」と表明した。
- 施政方針演説、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）等を踏まえ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指した、我が国としての具体的な取組を、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」として取りまとめ、関係府省が連携し、幅広い関係者の協力を得つつ、強力に推進していく。

2. 新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指した我が国としてのアクション

- 現在、我が国からの海洋プラスチックごみの流出量は年間 2～6 万トンと推計されて

いる¹。国民生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、廃棄物処理制度により回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや、漁業、マリレジャー等において海域で使用されるプラスチック製品が直接海域に流出することにより、発生している。したがって、海洋へのプラスチックごみの流出を効果的に削減していくためには、海岸地域だけでなく内陸部も含めすべての地域における共通の課題であるとの認識に立って、家庭、事業所、市街地、農地、河川、漁場等のあらゆる場所において、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められる。

- 海洋プラスチックごみ対策も成長の誘因であり、経済活動の制約ではなくイノベーションが求められているという考えの下、プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、以下のような取組を徹底していく。
 - ① まず、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理をこれまで以上に徹底するとともに、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止を進める。
 - ② それでもなお環境中に排出されたごみについては、まず陸域での回収に取り組む。さらに、一旦海洋に流出したプラスチックごみについても回収に取り組む。
 - ③ また、海洋流出しても影響の少ない素材（海洋生分解性プラスチック、紙等）の開発やこうした素材への転換など、イノベーションを促進していく。
 - ④ さらに、我が国の廃棄物の適正処理等に関する知見・経験・技術等を活かし、途上国等における海洋プラスチックごみの効果的な流出防止に貢献していく。
 - ⑤ 世界的に海洋プラスチック対策を進めていくための基盤となるものとして、海洋プラスチックごみの実態把握や科学的知見の充実に取り組む。
- 具体的には、以下の取組を進めていくことにより、新たな汚染を生み出さない世界に向け、効果的な海洋プラスチックごみ対策を実施していく。

(1) 廃棄物処理制度等によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底

- 我が国は、1970年代以降、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）等に基づき、家庭や事業者から排出されるプラスチック廃棄物を収集し、生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に処理する仕組みを構築・運用してきた。さらに、1990年代以降、容器包装を始めとして各種のリサイクル法を制定し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に取り組んできた。こうした取組をベースに、家庭や事業所から排出されるプラスチックごみの回収・3R・適正処理を更に推進していく。
- また、近年、中国をはじめアジア各国でプラスチックごみの輸入規制が強化されている。これに伴い、これまで我が国から資源として海外に輸出され、リサイクル・処理されていた使用済プラスチック類が国内に滞留し、不法投棄・不適正処理が発生する

¹ Jambeck ら：Plastic waste inputs from land into the ocean, Science (2015)。世界全体で見ると途上国からの流出量の比率が高く、G7 各国からの流出は世界全体の約 2%と推計されている。

懸念が生じており、こうした新たな事態に対応し、リサイクルと適正処理を確保するための対応を行う。

○容器包装・製品等（陸域）

- 廃棄物処理制度や容器包装等のリサイクル制度を適切に運用し、自治体がプラスチック製容器包装を分別して回収すること、国民が日々のごみ出し・分別回収に協力することによる、プラスチック回収の徹底（環境省）
- 農業由来の使用済プラスチックの回収・適正処理の徹底、排出抑制のための中長期展開フィルムや生分解性マルチの積極的な活用等について、関係団体等とも連携しつつ、情報発信による普及・啓発を行う。（農林水産省）
- 「省 CO₂ 型リサイクル等高度化設備導入促進事業」（令和元年度予算 33.3 億円、平成 30 年度補正予算 60 億円）を活用し、プラスチック製品²のリサイクル施設等の処理施設の整備を速やかに進め、国内資源循環体制を構築する。（環境省）
- 「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環体制構築事業」（令和元年度予算 35 億円）を活用し、これまで回収・リサイクルされてこなかった資源の有効活用やプラスチック製品²のリサイクル技術の開発を支援する。（環境省）
- 公共関与型の産業廃棄物処理施設や大規模な処理施設等の既存施設の更なる活用の要請、事前協議制等の域外からの産業廃棄物搬入規制を行っている自治体に対する搬入規制の廃止・緩和又は手続の合理化・迅速化の要請、排出事業者に対する適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進についての周知を行うなど関係団体との協力により、適正な国内処理体制の構築を進める。（環境省）
- 海岸漂着物処理推進法において海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときに都道府県が策定することとされている地域計画について、全都道府県³により策定されるよう国としても支援するとともに、地域計画に基づく都道府県等の取組を促進する。（環境省）

○海域で使用される漁具等のプラスチック製品

- 「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環体制構築事業」及び「省 CO₂ 型リサイクル等高度化設備導入促進事業」を活用し、海域で使用される漁具等のプラスチック製品⁴のリサイクル等の技術開発及び設備導入を支援することで処理費用を軽減し、適正処理・回収リサイクルを促進する。（環境省・農林水産省）
- 事業者団体や漁港管理者等を通じ、漁業者に対する陸域回収、分別・リサイクル等の周知と適正実施を徹底する。漁業系廃棄物処理計画策定指針（平成 3 年制定）及び漁業系廃棄物処理ガイドライン（平成 3 年制定）の更新・周知を図る。（農林水産省・環境省）

² 「省 CO₂ 型リサイクル等高度化設備導入促進事業」、「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環体制構築事業」の対象範囲には、発泡スチロール製魚箱を含む。以下、同じ。

³ 平成 31 年 4 月 10 日時点で、47 都道府県中、37 都道府県が地域計画を策定。

⁴ 「省 CO₂ 型リサイクル等高度化設備導入促進事業」、「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環体制構築事業」の対象範囲には、漁網、発泡スチロール製フロート等を含む。以下、同じ。

- ▶ 使用される素材の種類が少なく分別しやすい漁具の開発について検討する。(農林水産省)
- ▶ 港湾管理者に対して「港湾における船内廃棄物の円滑な受入に関するガイドライン(案)」の周知徹底を図り、船内廃棄物の適切な受入体制を構築する。(国土交通省)

(2) ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出の防止

- 陸域で発生したプラスチックごみの一部が、ポイ捨て・不法投棄や非意図的な漏出等により、通常の廃棄物の回収・処理ルートを外れ、河川等を通じて海洋に流出している。また、海域で使用される漁具等のプラスチック製品が、ポイ捨て・不法投棄や非意図的な流出等により海洋に流出している。
- こうしたポイ捨て・不法投棄や海洋流出の防止の徹底に取り組む。

○容器包装・製品等(陸域)

- ▶ 違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲滅のため、廃棄物処理法等に基づく監視・取締りを徹底するとともに、ポイ捨てを規制する条例等⁵のより多くの地方公共団体による制定と、条例に基づく監視・取締りの徹底を行う。(環境省・警察庁・海上保安庁・総務省)
- ▶ 不法投棄・不適正処理の原因となるような、無許可収集等廃棄物処理法に違反している疑いのある不用品回収業者の監視・取締りを徹底する。(環境省・警察庁)
- ▶ 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」⁶(毎年5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日))及び「海ごみゼロウィーク」(毎年5月30日～6月8日(世界海洋デー)前後)を中心として、環境省を中心とした関係省庁、都道府県、市町村、企業、廃棄物関係団体、NPO等が連携して、集中的な監視パトロール・一斉美化活動、普及啓発活動を実施する。「海ごみゼロウィーク」としては、青いTシャツやタオルなど、青色のアイテムを身に着けた一斉清掃アクションを展開し、環境省・日本財団がこうした情報を集約・発信することにより、2019年の期間中2000箇所、80万人規模、2019年～2021年の3年間で240万人のプロジェクト参加を目指す。(環境省)
- ▶ 海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業(平成30年度二次補正予算31億円、令和元年度予算4億円)を活用し、都道府県や市町村等による海洋ごみの発生抑制のための普及啓発等を促進する。(環境省)
- ▶ 花火大会等の地域イベントや公園等の公共の場において、イベント主催者や管理者等によるごみの持ち帰り・ごみ拾いのよびかけ等によるごみの持ち帰り運動を推進することにより、ポイ捨て・不法投棄の防止を図る。(環境省)
- ▶ 河川へのごみ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、河川巡視等による不法投棄の抑制、地域と連携した清掃活動の実施等によりごみ等の投棄がしにくい

⁵ ポイ捨て等を規制する条例等を制定している市区町村は996(平成29年、環境省調べ)

⁶ 平成30年度における「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」期間内外での予定事業数は4,966件

地域環境の創出等に努める。(国土交通省)

- ▶ 若年層を含む一般市民を対象に海洋環境保全教室を開催し、プラスチックごみ等が海洋環境に与える影響等について啓発を実施する。(海上保安庁)
- ▶ 清涼飲料団体が、飲料用ペットボトルの100%有効利用を目指して、自動販売機横に自販機専用空容器リサイクルボックスを設置する取組など、食品産業関係団体が実施する取組を国としても積極的に支援する。また、ポイ捨て防止に向け、消費者に対し、このような業界の取組を積極的に発信、啓発する。(農林水産省)
- ▶ 被覆肥料の被膜殻をほ場外に流出させない取組について、関係団体とも連携しつつ、情報発信による普及・啓発を行う。(農林水産省)
- ▶ 洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減の徹底や、プラスチック原料の製造・流通からプラスチック製品の製造に至る過程におけるペレット等の飛散・流出防止対策徹底を図るため、産業界による自主的取組等を促進する。(経済産業省・環境省)
- ▶ 海岸漂着物処理推進法において海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときに都道府県が策定することとされている地域計画について、全都道府県により策定されるよう国としても支援するとともに、地域計画に基づく都道府県等の取組を促進する。(環境省：再掲)

○海域で使用される漁具等のプラスチック製品

- ▶ 厳しい海況等に起因する非意図的な流出を可能な限り防止するため、漁業者により操業前後の点検等、漁具の適正な使用・管理が行われるよう、事業者団体を通じ徹底する。(農林水産省)
- ▶ 漁船、マリンレジャー愛好者等を対象に訪船・訪問指導を行い、プラスチックごみ等の不法投棄防止について啓発を実施する。(海上保安庁)
- ▶ 沿岸部や沖合の海域において、違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲滅のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づく取締りを徹底する。(海上保安庁)

(3) ポイ捨て・不法投棄されたごみの回収

- これまで様々な主体において街中、住宅街、道路、河川、公園等の陸域において、清掃美化活動が実施されてきたところ、それぞれの取組の一層の推進を通じ、ポイ捨て・不法投棄されたごみの回収を促進し、海洋流出をできるだけ防止する。
- ▶ 市民(企業、町内会、環境団体等)が、地方公共団体と連携しつつ、一定区画の公共地域(駅前、道路、公園、河川敷、海岸等)を愛着を持って清掃美化・管理活動を行う「アダプト・プログラム」⁷の更なる展開(アダプト・プログラムの普及推進や助成等を行う公益社団法人食品容器環境美化協会と連携)(環境省)

⁷ 全国で、423自治体がアダプト・プログラムを導入し、45000団体以上が参加、活動者は250万人以上(平成31年2月時点、公益社団法人食品容器環境美化協会調べ)

- ▶ 道路においては、ボランティア・サポート・プログラムの活動により、実施団体や市区町村と連携し、清掃活動やごみの回収等に取り組む。(国土交通省)
- ▶ 河川において地方自治体や地域の住民等と連携した清掃活動やごみの回収等に取り組む。(国土交通省)
- ▶ プラスチックごみ等の下水道への流入抑制及び下水処理工程を通じた回収、流出抑制に引き続き取り組む。(国土交通省)
- ▶ 学校や地域における多様な体験活動・環境教育の推進(文部科学省)
- ▶ 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(毎年5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日))及び「海ごみゼロウィーク」(毎年5月30日～6月8日(世界海洋デー)前後)を中心として、環境省を中心とした関係省庁、都道府県、市町村、企業、廃棄物関係団体、NPO等が連携して、集中的な監視パトロール・一斉美化活動、普及啓発活動を実施する。「海ごみゼロウィーク」としては、青いTシャツやタオルなど、青色のアイテムを身に着けた一斉清掃アクションを展開し、環境省・日本財団がこうした情報を集約・発信することにより、2019年の期間中2000箇所、80万人規模、2019年～2021年の3年間で240万人のプロジェクト参加を目指す。(環境省：再掲)
- ▶ 公益財団法人 日本財団の「海と日本プロジェクト」を基盤とした取組である「CHANGE FOR THE BLUE」と連携し、「海ごみゼロウィーク」一斉清掃への積極的な協力・参加等を行う。具体的には、全国の海上保安部署が地域において、幅広く声掛けし、学校、自治体等との共同実施なども含め、一斉清掃活動に協力・参加を行う。(海上保安庁)
- ▶ 海岸漂着物処理推進法において海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときに都道府県が策定することとされている地域計画について、全都道府県により策定されるよう国としても支援するとともに、地域計画に基づく都道府県等の取組を促進する。(環境省：再掲)

(4) 海洋に流出したプラスチックごみの回収

- 海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるとともに、国はこうした取組に対する財政的な支援を行ってきた。また、海岸管理者以外にも、環境美化に係るNPOや漁業者等の様々な主体において海岸漂着物等の回収活動が実施されてきた。
 - こうした取組をより一層効果的・効率的に推進することを通じ、海洋プラスチックごみの回収量の増加に取り組む。
- ▶ 海岸漂着物処理推進法に基づく「海岸漂着物等地域対策推進事業」(平成30年度二次補正予算31億円、令和元年度予算4億円)を活用し、都道府県・市町村等による海洋ごみの回収・処理を推進する。(環境省)
 - ▶ 海岸漂着物処理推進法の改正に伴い、漂流ごみ及び海底ごみが同法に基づく対策の

対象に含められたことを踏まえ、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、同法に基づく環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進する。(環境省・農林水産省)

- ▶ 海岸漂着物処理推進法に基づく都道府県が設置する海ごみ対策推進協議会への漁業関係団体等の沿岸・流域関係者の積極的な参画を得つつ、地域の実情に応じて、漂流ごみ及び海底ごみの回収・処理のあり方について検討を促進し、漂流ごみ及び海底ごみの回収及び処理を推進する。(環境省・農林水産省)
- ▶ 水産多面的機能発揮対策(令和元年度予算 29 億円の内数)を活用して海洋の生態系の維持・回復のために漁業者等が取り組む海洋プラスチックごみを含む海洋ごみの回収・処理を推進する。さらに、外国漁船の投棄漁具等について、韓国中国等外国漁船操業対策事業(平成 30 年度二次補正予算 50 億円の内数)を活用し、漁業者による回収・処分を推進する。(環境省・農林水産省)
- ▶ 港湾管理者による、港湾区域内で漂流する海洋プラスチックごみを含めた浮遊ごみ等の回収処理(国土交通省)
- ▶ 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船を配備して東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に漂流する海洋プラスチックごみを含めた浮遊ごみ等を回収する。(国土交通省)
- ▶ 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(毎年 5 月 30 日(ごみゼロの日)～6 月 5 日(環境の日))及び「海ごみゼロウィーク」(毎年 5 月 30 日～6 月 8 日(世界海洋デー)前後)を中心として、環境省を中心とした関係省庁、都道府県、市町村、企業、廃棄物関係団体、NPO 等が連携して、集中的な監視パトロール・一斉美化活動、普及啓発活動を実施する。「海ごみゼロウィーク」としては、青い T シャツやタオルなど、青色のアイテムを身に着けた一斉清掃アクションを展開し、環境省・日本財団がこうした情報を集約・発信することにより、2019 年の期間中 2000 箇所、80 万人規模、2019 年～2021 年の 3 年間で 240 万人のプロジェクト参加を目指す。(環境省：再掲)
- ▶ 回収した海洋プラスチックごみの再生利用等の推進(環境省)
- ▶ 海岸漂着物処理推進法において海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときに都道府県が策定することとされている地域計画について、全都道府県により策定されるよう国としても支援するとともに、地域計画に基づく都道府県等の取組を促進する。(環境省：再掲)

(5) 代替素材の開発・転換等のイノベーション

- 海洋生分解性プラスチックやセルロース素材など、海洋に流出しても影響の少ない素材の開発を促進し、海洋に流出しやすい用途を中心に使用を促進していくなど、官民連携により、海洋プラスチックごみ対策のためのイノベーションを推進する。

- ▶ 海洋生分解性プラスチックの開発・普及促進に向けて、「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」に基づき、産業界やNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）等との官民連携により、海水中での生分解メカニズムの解析、生分解性機能の高度化と新たな樹脂開発、安定的な量産化に向けた製造コスト削減、国際規格整備等の課題解決に取り組む。（経済産業省）
- ▶ バイオプラスチック導入ロードマップを策定し、代替素材の導入されるべき領域を示すことで素材の開発を促進（環境省）
- ▶ 「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環体制構築事業」等を通じ、プラスチック製品について、紙や海洋生分解プラスチック、セルロース素材等への代替を支援していく。（環境省）
- ▶ 産業界と共に官民連携で海洋プラスチックごみ対策に取り組む「クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）」⁸の活動を支援し、プラスチック製品の持続可能な使用や紙等を含む代替素材の導入・普及に向けて、CLOMAビジョンに基づき、川上・川中・川下の各社のシーズやニーズに係る見える化の実施や、個社の垣根を越えて解決すべき技術的・社会的課題に協働で取り組むなど、官民連携でイノベーションを促進する。食品の容器包装についても紙等を含む代替素材を適応させ利活用していく取組を促進する。（経済産業省・農林水産省）
- ▶ 木材のマテリアル利用技術開発事業（令和元年度予算4億円の内数）を通じ、木質資源による生分解性を有した新たな素材の開発を促進する。（農林水産省）
- ▶ 海洋プラスチックごみ問題について世界に類を見ない優れた革新的技術・システム・アイデアを実践している企業・団体・研究者と「海洋プラスチック官民イノベーション協力体制」を構築し、我が国発の革新的ソリューションを発信する。（環境省）
- ▶ ブイやカキ養殖用パイプ等の高い耐久性や強度が必要とされない漁具について、漁業環境改善推進事業（令和元年度予算1.8億円の内数）等を通じ、海洋生分解性プラスチック又は他の海洋生分解性素材を用いた漁具の開発を促進する。（農林水産省・環境省）
- ▶ NEDO 研究開発予算等を活用し、ベンチャー企業や大学等の様々な技術とアイデアによる、革新的なイノベーションを推進していく。（経済産業省）
- ▶ 植物や微生物の能力や機能を活用し、バイオマス資源からバイオプラスチックを高効率に合成する手法を開発する。具体的には、インフォマティクスを用いたモノマー合成に関わる酵素の研究開発、菌体外合成も含んだ酵素による重合などプロセスの高効率化、新規の海洋生分解性バイオプラスチックの開発や高機能化による用途展開の拡張に向けた技術基盤開発等に取り組む。（文部科学省）
- ▶ 微生物の能力を活用し、海洋プラスチックごみや回収したプラスチックごみを高効率に分解する手法を開発する。具体的には、海洋環境中や魚類の腸内に生息するプラスチック分解能力を有する微生物等の探索、計算科学や AI 等を活用した代謝メカニズムの解明、高効率にプラスチックを分解する酵素の探索、ゲノム編集等の技

⁸ 海洋プラスチックごみ問題に積極的に取り組むサプライチェーンを構成する関係事業者（容器包装等の素材製造、加工、利用等）により設立（2019年5月段階で、215企業・団体が参画）

術を用いてプラスチック分解能力を強化した微生物等の創出等に取り組む。(文部科学省)

(6) こうした取組を促進するための関係者の連携協働

- 新たな汚染を生み出さない世界を実現するためには、海域や海岸地域だけでなく内陸部も含めたすべての地域における共通の課題として、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等のすべての者が当事者意識を持って、それぞれの立場から積極的に取り組むことが必要である。
- このため、(1)～(5)のような取組を底上げしていくための関係者の幅広い連携協働を促進する。
 - ▶ 海洋プラスチック問題等の解決に向けて、幅広い普及啓発・広報を通じて海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解を促しつつ、国民的気運を醸成し、国、地方公共団体、国民、NGO、事業者、研究機関等の幅広い関係主体が一つの旗印の下連携協働して、海洋ごみの発生防止に向けて“プラスチックとの賢い付き合い方”を進める「プラスチック・スマート」キャンペーン⁹を強力に展開する。(環境省)
 - ・「プラスチック・スマート」の趣旨に賛同し、地方公共団体、NPO、事業者など幅広い主体が、各地で、河川や海岸、市街地等におけるごみ拾い活動等を展開している。
 - ・ユニークな取組として、例えば、ごみ拾いにスポーツの要素を加えたスポーツごみ拾いや、ごみ拾いのボランティア活動を男女に出会いの機会を提供する場(いわゆる街コン)としても活用する取組も行われている。
 - ・個人も、ツイッターなどのSNSで「#プラスチックスマート」とタグをつけて、ごみ拾い等への取組を発信する動きが広まっている。
 - ▶ 平成31年1月に立ち上げた「プラスチック・スマートフォーラム」を通じ、海洋プラスチックごみ問題に取り組む企業・団体間の対話・交流を促進するとともに、日本財団などの海洋ごみ問題に取り組む団体と連携し、海洋ごみ対策の優良事例を表彰する「海ごみゼロアワード」の実施、海洋ごみ対策に関する国内の活動や取組等を国内外に発信する「海ごみゼロ国際シンポジウム」の開催等の情報発信・普及啓発を行う。また、研究者による最新の知見の共有を図る。(環境省)
 - ▶ 「プラスチック資源循環アクション宣言」¹⁰を通じ、3R、研究開発、国民理解の増進等、農林水産業・食品産業の企業・業界団体による自主的な取組を促進する(「プラスチック・スマート」キャンペーンとも連携)。また、ポイ捨て防止に向け、業界団体と連携しながら、消費者に対してこのような業界の取組を積極的に発信、啓発する。(農林水産省)
 - ▶ 産業界と共に官民連携で海洋プラスチックごみ対策に取り組む「クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA)」の活動を支援し、プラスチック製

⁹ 平成31年5月30日時点で、408団体、578件の取組が登録されている。

¹⁰ 2019年3月12日時点で、85企業・団体等から宣言が応募されている。

品の持続可能な使用や紙等を含む代替素材の導入・普及に向けて、川上・川中・川下の各社のシーズやニーズに係る見える化の実施や、CLOMAビジョンを策定して個社の垣根を越えて解決すべき技術的・社会的課題、対応策を提言し、官民連携でイノベーションを促進する。食品の容器包装についても紙等を含む代替素材を適応させ利活用していく取組を促進する。(経済産業省・農林水産省：再掲)

- ▶ 海洋プラスチックごみ問題について世界に類を見ない優れた革新的技術・システム・アイデアを実践している企業・団体・研究者と「海洋プラスチック官民イノベーション協力体制」を構築し、我が国発の革新的ソリューションを発信する。(環境省：再掲)
- ▶ プラスチック資源循環や海洋プラスチックごみ対策に向けた日本経済界の取組を推進するとともに国内外に広く発信するため、日本経済団体連合会の「業種別プラスチック関連目標」、「SDGsに資するプラスチック関連取組事例集」¹¹等の経済界による自主的取組を促進していく。(経済産業省)
- ▶ 日本の化学関係の業界団体が設立した海洋プラスチック問題対応協議会(JaIME)によるアジア新興国におけるプラスチック廃棄物の管理向上の支援や、日本プラスチック工業連盟による日中プラスチック加工関連業界の協力覚書に基づくペレット等の飛散・流出防止支援等の産業界による国際協力を促進する。(経済産業省)
- ▶ 海岸漂着物処理推進法に基づき都道府県が組織することができることとされている海岸漂着物対策推進協議会¹²等を通じ、都道府県、地域住民、民間団体、関係地方公共団体、関係行政機関等の地域の多様な主体の参加・連携、相互の情報共有と十分な意思疎通を図るとともに、流域圏の内陸から沿岸にわたる関係主体が一体となった対策を促進する。(環境省)
- ▶ より一層の海洋ごみ削減のためには、多様な主体が連携した、内陸域を含めた広域的な発生抑制対策等を推進することが重要であり、複数自治体等連携による発生抑制対策等のモデル事業を推進するとともに、流域圏を含む地域計画の策定を支援する。(環境省)
- ▶ 海洋プラスチックごみ問題についての理解を促進し、環境負荷の少ない行動を自主的に実践することができるよう、環境教育や消費者教育を推進する。(消費者庁・文部科学省・環境省)
- ▶ 自然資本の維持・再生を目的とする「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」の実施を通じて、海洋ごみ対策を含む様々な主体の活動を推進する。(環境省)
- ▶ 海洋ごみ対策に関する推進テーマを含め、次世代を担う子供たちを中心とした多くの人の海への好奇心を喚起することを目的に日本財団と主催している「海と日本プロジェクト」を更に推進し、産学官民が協働した海に関する多様なイベントの開催を促進する。(内閣府総合海洋政策推進事務局・国土交通省)

¹¹ 2月8日段階で、164企業・団体より300事例が寄せられている。

¹² 47都道府県中、23都道府県が海岸漂着物対策推進協議会を設置(平成28年度海岸漂着物処理推進法施行状況調査 環境省)

(7) 途上国等における対策促進のための国際貢献

- 我が国は、これまで廃棄物の適正処理やリサイクルのための制度、人材、施設等を率先して整備するとともに、廃棄物発電等にも先進的に取り組んできた。こうした我が国の知見・経験・技術・ノウハウを活かし、途上国等における海洋プラスチックごみの効果的な流出防止に貢献するため、特に廃棄物管理、海洋ごみの回収、イノベーションに関する能力強化を支援していくとともに、各国の実情や発展段階に応じオーダーメイドで、海洋プラスチックごみ削減に資する我が国のソフトインフラとハードインフラをパッケージで海外展開していく。
- また、2018年11月のASEAN+3首脳会議において安倍総理から提唱した「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」に基づき、ASEAN諸国への支援を実施する。
 - 途上国に対し、廃棄物法制、分別・収集システムを含む廃棄物管理・3R推進のための能力構築や制度構築、海洋ごみに関する国別行動計画の策定、リサイクル施設や廃棄物発電施設を含む廃棄物処理施設などの質の高い環境インフラの導入や関連する人材育成のため、ODAや国際機関経由の支援を含め、二国間や多国間の協力による様々な支援を行う。(外務省・環境省)
＜これまでの取組例＞
 - ・バングラデシュのダッカ市において、JICA（国際協力機構）の無償資金協力及び技術協力により、ごみ収集率が44%（2004年）から80%（2017年）に改善。一日当たりのごみ収集量も1400トン（2004年）から4948トン（2017年）に増加。
 - ・ミャンマーのヤンゴン市において、二国間クレジット（JCM）資金支援事業により廃棄物発電施設を建設。
 - ・ドミニカ共和国のサンティアゴ市にて、JICAの技術協力を通じ、日本の標準仕様の一つである「福岡方式」を導入し、覆土等により最終処分場を改善。
 - 廃棄物処理関連施設等のインフラ輸出や、プラスチック代替品やリサイクル技術等に関するイノベーション・技術導入の支援等のため、産業界と連携した国際ビジネス展開や、NGO・地方公共団体との連携を通じ、日本企業・NGO・地方公共団体による活動の国際展開を推進する（環境省・経済産業省・外務省）
 - 関連の国際会議やイニシアティブ等を通じ、日本の官民の取組におけるベスト・プラクティス（経験知見・技術）を発信・共有する。(外務省・環境省・経済産業省)
 - 日本の化学関係の業界団体が設立した海洋プラスチック問題対応協議会（JaIME）によるアジア新興国におけるプラスチック廃棄物の管理向上の支援や日中プラスチック加工関連業界の協力覚書に基づくペレット等の飛散・流出防止支援等の産業界による国際協力を促進（経済産業省：再掲）
 - ASEAN諸国に対し、自治体、市民、ビジネスセクター等の非政府主体の意識向上、海洋ごみに関する国別行動計画の策定、廃棄物発電インフラを含む適切な廃棄物管理及び3Rに関する能力構築、海洋ごみ対策に関する知見の共有を促進する地域ナ

レッジハブ設立等の上記の ASEAN+3 のイニシアティブに基づく支援を実施する。
(環境省・外務省)

- 東南アジア地域での海洋プラスチックごみのモニタリング実施に向けた支援、人材育成 (環境省)

(8) 実態把握・科学的知見の集積

- 地球規模で海洋プラスチックごみを削減していくためには、モニタリング手法の国際調和を図りつつ、海洋プラスチックごみの分布状況などの科学的な知見を世界各国で共有することが必要である。
 - また、我が国における海洋プラスチックごみの発生の状況等についても検討を深めるとともに、プラスチックの環境中での挙動、人や生態系への影響等についての調査を進め、より一層効果的・効率的な対策につなげていく。
- 海洋プラスチックごみのモニタリング手法の国際調和・標準化の推進。2018 年度にとりまとめたガイドラインを踏まえ、2019 年度は東南アジア数カ国とともに調査の実証実施を行い、人材育成のための研修に招聘する。(環境省)
 - 国内における海洋プラスチックごみの排出量、排出源及び陸域から海域までの排出経路に関して、プラスチックごみの処理に関する調査、ポイ捨て・不法投棄・散乱ごみ(プラスチック)回収量調査及び河川、湖沼等の公共の水域における状況調査並びにそれらの調査結果を踏まえた推計等を実施する。(環境省)
 - 河川等におけるマイクロプラスチックの採取・分析方法の検討 (環境省)
 - 海洋気象観測船による北西太平洋の浮遊プラスチック類の目視観測を実施 (気象庁)
 - 国内における海岸漂着物等の定期的な調査 (環境省)
 - マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの人や生態系への影響等の調査の推進 (環境省・農林水産省)
 - マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの分布実態を効率的に把握する手法の開発 (文部科学省)
 - マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの深海生態系への影響を評価する手法の開発 (文部科学省)
 - 国立研究開発法人海洋研究開発機構が公開している「深海デブリデータベース」の充実 (文部科学省)

3. 取組を効果的に進めていくための指標

- 2. の取組を効果的に進めていくため、以下の指標を設定し、毎年その進捗を把握する。
 - ① プラスチックごみの国内適正処理量 (環境省)
 - ② 陸域におけるポイ捨て・不法投棄・散乱プラスチックごみ回収量 (環境省)
 - ③ 海洋プラスチックごみ回収量 (環境省)
 - ④ 代替材料(海洋分解性プラスチック、紙等)の生産能力/使用量 (環境省・経済産

業省)

⑤ 国際協力により増加する「適正処理される廃棄物」の量（環境省・外務省）

4. 今後の進め方

- アクションプランに基づき、我が国のベストプラクティス（経験知見・技術）を国際的に発信・展開しつつ、関係府省が緊密に連携し、幅広い関係主体の協力を得ながら、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、実効的な対策に率先して取り組んでいく。
- 指標の進捗状況について毎年把握するとともに、国内における海洋プラスチックごみの排出源・陸域から海域までの排出経路に関する調査・推計を行った上で、我が国からの海洋プラスチックごみの排出量について定期的に推計を行う。
- その上で、イノベーションや科学的知見の進展も踏まえつつ、本アクションプランについて3年後を目途として見直しを行い、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、取組を強化していく。

環循適発第 1905201 号
環循規発第 1905201 号
令和元年 5 月 20 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長
（公印省略）

廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力、御協力いただいているところである。

さて、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、年間約 700 万トン程度が排出されているところ、平成 29 年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置以前は、年間約 150 万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成 30 年の輸出量は約 100 万トン程度にとどまっているところである。これらの影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じているとの声が多く、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）から寄せられている。

これまで、環境省においては、廃棄物処理センター等の公共関与の産業廃棄物処理施設での受入促進を依頼しているほか、プラスチックリサイクル設備の導入に対する補助事業等を実施しているところであるが、それでもなお、国内での廃プラスチック類の滞留が解消されず、処理が逼迫している状況である。

こうした状況を踏まえ、下記の事項のとおり、当面の対策について示すこととするので、御協力願うとともに、貴管内の排出事業者及び処理業者への周知及び指導いただくようお願いしたい。

また、下記第八については、各都道府県一般廃棄物担当部局においては、管内市町村及び一部事務組合に周知いただくようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 広域的な処理の円滑化のための手続等の合理化について

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。このような廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により要請してきたところである。

特に廃プラスチック類については、国内における処理が逼迫している状況に鑑み、広域的な処理の円滑化及び不適正処理の防止のため、これらの搬入規制の廃止、緩和を速やかに実施されたいこと。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたいこと。

第二 排出事業者責任の徹底

排出事業者は、廃棄物処理法の規定により、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理をするか、他人に委託する場合には処理業者等の同法において他人の廃棄物を適正に処理することができる者と認められている者に委託しなければならないとされており、その責任は極めて重いものである。

廃プラスチック類の処理に当たっては、広域的な処理に係る運搬費用の増加や廃プラスチック類の処理に係る中間処理後の二次委託先における処理料金の値上げ等により処理コストが増加傾向にあるものの、処理業者からは、これに対応するための処理料金の値上げについて、排出事業者の理解が得られないとの声も上がっている。

廃棄物処理法第 19 条の 6 の規定において、排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を支払うことが求められており、委託先の処理業者による不適正処理により生活環境の保全上支障が生じた場合等においては、排出事業者が措置命令の対象となる可能性もあるため、各都道府県・各政令市におかれては、処理業者だけでなく、排出事業者に対しても廃プラスチック類の処理が逼迫していることを周知するとともに、分別の徹底及び適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について指導ありたいこと。

さらに、廃棄物処理法第 12 条第 7 項や第 12 条の 3 第 8 項などの排出事業者に係る規定が適切に運用されているかを確認し、適正処理が確保されるよう、必要に応じて指導を強化されたいこと。

第三 不法投棄監視強化

環境省において平成 30 年 8 月及び平成 31 年 2 月に各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長等に対して行ったアンケート調査では、外国政府の輸入規制等の影響による廃プラスチック類の不法投棄は、当該アンケートに回答いただいた自治体においては確認されていないものの、一部地域において上限超過等の保管基準違反が発生していることや一部処理業者において受入制限が実施されていることから、今後、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生する可能性が強く懸念されているところである。各都道府県・各政令市においては、廃プラスチック類の不法投棄が発生しないよう不法投棄の監視等について、より一層強化するとともに、外国政府による廃棄物の輸入規制の影響等により発生した可能性のある廃プラスチック類の不法投棄等の事案が確認された際には、速やかに環境省に連絡されたいこと。

第四 輸出関係

使用済プラスチックについては、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に判断し、産業廃棄物に該当するものを輸出しようとする事業者は、廃棄物処理法第 15 条の 4 の 7 で準用する同法第 10 条の規定に基づき、環境大臣の確認を受けなければならないことから、これを事業者に対して周知するとともに、環境大臣の確認対象となりうる事業者を発見した場合は、速やかに所管の地方環境事務所に情報提供されたいこと。

第五 使用済電気電子機器関係

使用済電気電子機器を含む金属スクラップ（いわゆる雑品スクラップ）等の外国政府の輸入規制の影響等により、従来、資源として取り扱われていた使用済電気電子機器等が廃棄物となり、不法投棄等の不適正処理がなされる懸念があることから、必要な監視・指導等を徹底されたいこと。また、有害使用済機器についても同様に国内における処理の滞留や放置、火災の発生等も懸念されることから、有害使用済機器保管等届出制度の運用に当たっては、有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（平成 30 年 3 月環境省）等を活用いただき、不適正処理等の防止のため、必要な監視・指導等を徹底されたいこと。

また、リチウムイオン電池等、発火のおそれのある異物を含む有害使用済機器又は廃棄物の処理に当たっては、異物の分別・除去を徹底するよう、排出事業者及び処理業者を指導されたいこと。

第六 使用済プラスチックの廃棄物該当性

これまで有価物として輸出されてきた使用済プラスチックについても、外国政府の輸入規制の影響等により搬出先が確保できず、野積み状態が継続している場合等におい

ては、「行政処分の指針について」（平成 30 年 3 月 30 日付け環循規発第 1803328 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に基づき、廃棄物該当性を適正に判断されたいこと。

また、有価物と称して使用済プラスチックを搬入し、プラスチック原料等を製造している事業者がいる場合についても、当該製造工程が廃棄物の処理に当たらないか否かを改めて確認し、適切に対応されたいこと。

第七 補助事業の周知

中華人民共和国等の使用済プラスチック等の輸入禁止措置に対応するとともに、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保するため、プラスチックの高度なリサイクルに資する設備への補助事業を平成 30 年度より大幅に拡充したところである。各都道府県・各政令市においては、プラスチックの処理を行う事業者に対して本制度を周知し、活用を促進されたいこと。

第八 産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理

廃棄物処理法第 11 条 2 項に規定されているとおり、市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。このことを踏まえ、ごみ焼却施設又は廃プラスチック類の再生施設等を保有する市町村においては、今般の状況に鑑み、当該施設において、緊急避難措置として、必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受入れて処理することについて、積極的に検討されたいこと。

受入れを実施する場合、循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）又は廃棄物処理施設整備費補助金の交付を受けて市町村等が整備した一般廃棄物処理施設において産業廃棄物を処理する際の財産処分（目的外使用）の扱いについては、「廃棄物処理施設の財産処分について」（平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017003 号。以下「財産処分通知」という。）第 2 の「3 環境大臣が個別に認める財産処分について」に示しているとおり、所定の要件を満たす場合には国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているので御承知おき願いたい。また、財産処分通知の同項アにおいて「当該地域において、対象とする産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがあること。」としているところ、今般の状況に鑑みて当該地域以外から産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受け入れる場合については本要件を満たすものとして取り扱うので、併せて御承知おき願いたいこと。

なお、財産処分通知の同項エに示しているとおり、産業廃棄物を受け入れる際には、排出事業者責任等を勘案し処理費用として料金を徴収するなど、市町村財政に負担をかけないこととする。料金水準については、例えば、産業廃棄物処理業者等の廃プラステ

ック類の処理料金の水準と同等とすること等が考えられる。

第九 火災防止対策

国内で保管される廃プラスチック類が増加傾向にある中、昨今、廃プラスチック類の処理施設等における火災の発生が複数確認されているところである。

廃プラスチック類は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の 4 の指定可燃物として、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 に掲げられる合成樹脂類に該当する可能性が高いものである。したがって、廃棄物処理法第 12 条の産業廃棄物処理基準に従って適正に処理することに加えて、消防法に基づき市町村条例において定められる物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に従い、火災防止に努めるよう、処理業者に対して指導されたいこと。また、これらの廃プラスチック類の処理に係る火災防止の具体的な運用に当たっては、消防法又は市町村の火災予防条例等を所管する消防署等関係機関とも連携して対応されたいこと。

漁業におけるプラスチック資源循環問題に対する今後の取組

平成 31 年 4 月

漁業におけるプラスチック資源循環問題対策協議会

1. はじめに

- プラスチックは、その機能の高度化を通じて食品ロスの削減やエネルギー効率の改善等に寄与し、我々の生活に多大な利便性と恩恵をもたらした素材であり、漁業の分野においても、漁網やロープ、ブイ等の漁具に多くのプラスチック素材が使用され、漁業の近代化に大きく貢献してきた。
- 一方で、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や「マイクロプラスチック」と呼ばれる微細なプラスチック類が海洋生態系に与え得る影響等について、国際的な関心が高まっており、海洋プラスチックごみ問題は、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。
- 海洋プラスチックごみは、海洋生物による誤食や海洋生物への絡まり等により水産資源を含む海洋生態系に悪影響を与えるとともに、漁獲物への混入や漁船のスクリューへの絡まりによる航行への影響など、漁業にも損害を与えるものである。また、マイクロプラスチックは、表面に様々な化学物質を吸着する性質があることが指摘されており、食物連鎖を経て海洋生物へ影響を与えることが懸念されているほか、必ずしも正確ではない、あるいは十分な科学的な根拠に基づいていないとは言えない情報が流布すること等に起因する風評被害によって生じる魚価の下落や消費者の魚離れも懸念される場所である。
- 海洋プラスチックごみの主な発生源は陸域であるとする指摘が多くあるが、海域を発生源とする海洋プラスチックごみも一定数あり、その一部は漁業活動で使用される漁具であることも指摘されている。（なお、特に日本海側の海岸においては、外国を発生源とするものと思われる漁具を含む海洋プラスチックごみが多数漂着しているとの調査結果もあり、日中韓の三カ国間でもマイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策について意見交換が行われるなど国際的な議論が進められているところであるが、我が国から発生したものが一定数ある以上は、我が国漁業においても海洋プラスチックごみ問題及びプラスチック資源循環問題に積極的に取り組む必要があることに変わりはない。）
- 海洋プラスチックごみ問題への対策としては、現在、平成 30 年 6 月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画に基づくプラスチック資源循環戦略の策定や、同月に改正された海岸漂着物処理推進法^{※1}に基づく基本方針の改正について議論が行われているところであり、また、平成 31 年 2 月から、「海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係府省会議」において、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（仮称）の策定についても議論が開始されたところである。

※1 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）

- その中で、例えば、平成 31 年 3 月 26 日に中央環境審議会が環境大臣に答申したプラスチック資源循環戦略（案）には、2035 年までに使用済みプラスチックを 100%有効利用すること等が掲げられ、また現在改正作業が進められている海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針の改正案には、漁業者の協力を得ながらプラスチックごみを含む海洋ごみの回収を進めること等が盛り込まれるなど、漁業においてもプラスチック資源循環や海洋プラスチックごみ対策のための様々な取組が求められている情勢にある。

漁業者には、使用済み漁具のリサイクルシステムの構築が使用済み漁具の産業廃棄物処理の費用負担を軽減することに繋がることや、海洋ごみの回収が漁場機能の維持・回復等に繋がること等の側面も踏まえて、これらの問題に積極的に取り組んでいく姿勢が求められる。

- 漁業におけるプラスチック資源循環の問題についても、今後、これらの他産業や一般国民を含めた包括的な枠組みの一環として取組が進められることとなるが、これらの枠組みに含むべき漁業における取組について、以下のとおり取りまとめた。

2. 漁業におけるプラスチック資源の利用及び処理等

- 我が国で製造・利用されるプラスチック類年間約 1000 万トンのうち、漁網、ロープ、ブイ等の漁具として製造されるのは年間おおよそ 2 万トン（全体の約 0.2%）前後と推計される^{※2}。このほか、繊維強化プラスチック（FRP）製漁船や、水産加工・流通業で使用される魚箱等にもプラスチック素材が利用されている。
- 使用済みのプラスチック製漁具は、産業廃棄物として漁業者が処理することが原則であるが、リユースやリサイクル用に有価物として引渡しされる場合（例：農業における防獣・防鳥用ネットなど）もある。

しかし、産業廃棄物処理の費用は漁業経営に大きな負担となるものであり、このことは特に零細な沿岸漁業者等において顕著である。また、塩分や生物が付着していることや、素材ごとに分別することが難しいこと（例：金属製の錘を組み込んだ漁網、ナイロン製の網地とポリエステル製の網地を組み合わせた漁網など）等により、リユース及びリサイクルが実態上困難な漁具も多い。

製造されるプラスチック製漁具の多くは産業廃棄物として処理され、又は有価物として引き渡されているものと推測されるが、処理実態の詳細（リサイクル率等）については情報が不足しており、可能な限り定量的な形での実態把握を進める必要がある。

- また、海上や漁港周辺等を主な事業活動の場とする漁業においては、時化や荒

※2 （一財）プラスチック循環利用協会の資料によると 2015 年の国内樹脂製品消費量は 964 万トンであった。他方、2015 年の漁具については、漁網生産量 6,010 トン（経済産業省生産動態統計年報）、漁業資材ロープ生産量 10,528.2 トン（日本繊維ロープ工業組合の自主統計）、発泡スチロール製フロート生産量 384.5 トン（発泡スチロール協会の自主統計）を合計すると 16,922.7 トンとなり、これに水産庁が一部業者からの聞き取りを元に推定した硬質プラスチック製ブイの年間生産量おおよそ 1500 トンと、カキパイプの年間生産量おおよそ 600 トンも考慮して、プラスチック製漁具の年間生産量を約 2 万トン前後と概算した。

天の際に偶発的に、あるいは人命に関わる事故等の発生を回避する際に不可避免的に、漁具が海洋に流出するケースがある。特に近年の気候変動に起因した台風・低気圧災害の激甚化により漁具の海洋流出のリスクが高まっている可能性も懸念される。

3. 今後の具体的な取組の内容

(1) 海洋への流出の防止等

①使用済み漁具の適正かつ迅速な処理

漁業者は、使用済み漁具に対して、廃棄物処理法^{※3}に基づく適正かつ迅速な処理を徹底し、可能な限り、分別とリサイクルに取り組む。洋上で発生した使用済み漁具を含む廃プラスチック類についても、海上における投棄は海洋汚染防止法^{※4}等により禁止されていることから、全て陸上に持ち帰り、陸揚地の地方公共団体が指定する方法に従って適正に処理する。

水産庁は、このことについて、直接又は地方公共団体や漁業関係団体を通じて、改めて指導・啓発を行う。これらを通じ、不十分な管理の下に一時的に保管されている使用済み漁具の偶発的な海洋への流出を徹底して削減していく。

なお、例えば、漁業根拠地周辺の海域を離れて操業する漁船が、航海中に一時寄港した地において、プラスチックごみの受入・処理体制が十分でないことにより使用済み漁具等の適切な処理ができず、地元を持ち帰らざるを得ない等、漁業者が使用済み漁具等を適切かつ迅速に処理できない状況がある場合については、漁業者は、漁業関係団体を通じて水産庁に報告し、報告を受けた水産庁は、環境省、当該寄港地の地方公共団体及び関係する漁業関係団体等とともに、状況の改善に努める。

②使用中の漁具の適正な管理

使用中の漁具については、これまでも、逸失防止のために漁港等の陸上における適正な管理や海上及び船上における操業前後の点検等を漁業者が実施してきてはいるが、海洋への流出を最小限にする観点から、水産庁は、このことについて、直接又は地方公共団体や漁業関係団体を通じて、改めて指導・啓発を行い、漁業者は使用中の漁具の適正な管理や操業前後の点検等を励行する。

③適正な漁具の使用

漁具としての使用が想定されていないプラスチック製品の漁具への流用（例：洗剤容器の浮標としての使用など）や、プラスチック製漁具の不適切な使用（例：耐用年数を超えた発泡スチロール製フロートの防舷材としての再利用や破断したカバーを使用したままの発泡スチロール製フロートの使用など）については、海洋という過酷な環境下において、劣化によるマイクロプラスチック化の加速など海洋環境に対し悪影響を与えることが懸念される。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

※4 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

そのため、水産庁は、プラスチック製品を不適切な方法により漁具として使用しないこと等、適正な漁具の使用について、直接又は地方公共団体や漁業関係団体を通じて、指導・啓発を行う。

④リサイクル技術の開発・普及等

使用済み漁具の処理費用等による漁業者への負担を抑え、迅速かつ適正なりサイクル処理を促進するためには、漁具製造業者等による更なる研究・開発が必要である。水産庁は、環境省等の関係機関と連携して、漁具のリサイクル技術の開発・普及を促進する。

なお、漁具リサイクルの普及には、リサイクル技術の開発のみならず、使用済み漁具の分別・収集も含めた包括的なリサイクルシステムの構築が必要であり、漁業者及び漁業関係団体の積極的な協力が不可欠である。

また、水産庁は、リサイクルが容易な漁具（単一素材の漁具や、素材の判別が容易な漁網網地等）の開発についても、漁具製造業者等とともに検討する。

⑤生分解性プラスチック^{※5}等の環境に配慮した素材を用いた漁具の開発

偶発的に又は不可避免的に海洋に流出した漁具による海洋環境への負荷及び埋立処理した漁具による環境への負荷を最小限に抑制し、また使用済み漁具の処理における漁業者の負担を抑えるため、水産庁は、漁具製造業者等とともに、高い強度や耐久性が必ずしも求められない漁具について、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具の開発を促進する。

(2) 漁業者による海洋ごみの回収の促進

①漁業者による漁場機能の維持・回復等のための海洋ごみの回収

海洋プラスチックごみを含む海洋ごみは、海洋環境や海洋生態系への影響のみならず、操業・航行上の支障となり漁場機能の低下の原因にもなることから、漁業者は、以前から、漁場機能の維持・回復等のために海洋ごみの回収に積極的に取り組んできているところである。

特に海中に漂流し、又は海底に堆積するごみについては、実態として、漁業者が回収する以外に有効な手立てがほとんどないことから、漁業者は漁場機能の維持・回復等のための海洋ごみの回収により一層積極的に取り組むこととし、水産庁は、環境省や地方公共団体と連携して、漁業者による海洋ごみ回収の取組に対する支援を強化していく。

②漁業者による入網ごみの持ち帰り

漁業者が、漁業操業中の漁網に混入する、又は絡まる等により意図せず船上に引き揚げた海洋ごみ（以下「入網ごみ」という。）については、これを自主

※5 生分解性プラスチックとは、プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチックをいう。

的に陸域に持ち帰った場合、当該漁業者に処理責任が課せられることも多い。

しかし、このような入網ごみについては、漁業操業という漁業者の事業活動によって海中から引き揚げられたごみではあるものの、これを海上から陸域に運搬することはあくまで漁業者の自主的な取組であることに鑑みれば、例えばボランティア団体による海浜清掃で収集された海岸漂着ごみと同様に、漁業者に処理費用負担を求めないことが、それらの回収・処理を推進する上で望ましい。水産庁は、環境省、地方公共団体、漁業関係団体等が協力し、環境省の関連事業等を活用して今後取り組む入網ごみの受入体制づくりと連携しつつ、これと歩調を合わせ、漁業者による入網ごみの持ち帰りを促進する。

(3) 意図的な排出（不法投棄）の防止

使用済み漁具等は、廃棄物処理法に基づき適正に処理される必要があり、陸上における投棄は廃棄物処理法違反、海洋における投棄は海洋汚染防止法及び廃棄物処理法の違反にあたりうるものとして、関係機関により監視・取締りが行われている。水産庁は、直接又は地方公共団体や漁業関係団体を通じて、一層の指導・啓発を行う。

4. 情報の収集・発信

(1) 漁具の利用・処理実態の把握

水産庁は、直接又は地方公共団体や漁業関係団体と連携して、的確に実態を把握できるよう調査方法の改善を行いつつ、プラスチック製漁具の利用・処理実態の調査を継続的に実施する。

(2) 業界団体・企業等による自主的取組にかかる情報の発信

発泡スチロール製フロートの減容・燃料ペレット化によるリサイクル処理や、漁業協同組合が地域で行う海岸清掃など、漁業者や漁業関係団体、漁具製造業界団体等が取り組む自主的な取組については、水産庁と漁業関係団体等が連携して、農林水産省の「プラスチック資源循環アクション宣言」や環境省の「プラスチック・スマート」キャンペーン等も活用しながら、積極的に推奨し広く発信していく。

(3) 科学的知見に基づく正確な情報の発信

特にマイクロプラスチックに関する情報について、科学的根拠に基づかない不正確な情報が国内外で散見されることから、水産庁は、マイクロプラスチックが水産生物に与える影響に関する調査及び情報の収集を行い、その結果を含めた正しい情報の発信に努める。

5. 取組実施にあたっての目標

上記の取組については、平成 31 年 3 月 26 日に中央環境審議会が環境大臣に答申したプラスチック資源循環戦略（案）に掲げられた以下の「マイルストーン」を十分踏まえつつ、またこれらのうち関連する項目の達成に資するよう、水産庁は、関係機

関・団体をはじめ国民各界各層と連携し協働しながら取り組んでいく。

(参考：プラスチック資源循環戦略(案)に掲げられた「マイルストーン」)

・リユース・リサイクル

- 2025年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを、容器包装・製品の機能を確保することとの両立を図りつつ、技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとすることを目指します(それが難しい場合にも、熱回収可能性を確実に担保することを目指します)。
- 2030年までに、プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルするよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指します。
- 2035年までに、すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指します。

・再生利用・バイオマスプラスチック

- 適用可能性を勘案した上で、政府、地方自治体はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、プラスチックの再生利用(再生素材の利用)を倍増するよう目指します。
- 導入可能性を高めつつ、国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限(約200万トン)導入するよう目指します。

環廃対発第 100330002 号

平成 22 年 3 月 30 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第 13 条に基づき海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が定められたところであるが、下記の点に留意の上、関係機関、民間団体等と十分な協力及び連携を図り、海岸漂着物等の円滑な処理に向け、適切な対応を行うよう、貴都道府県内の市町村に対して周知方お願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 海岸漂着物処理推進法における市町村の役割

海岸漂着物処理推進法においては、海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならないとともに、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないとされている（同法第 17 条第 1 項及び第 3 項）。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 147 号）においては、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める責務があり、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならないとされるとともに、産業廃棄物の処理もその事務として行なうことができる（同法第 4 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項及び第 11 条第 2 項）。

については、各市町村にあつては、基本方針に則り、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努め、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に御協力いただくようお願いする。

2. 民間団体等が回収した海岸漂着物等の取扱い

地域住民及び非営利組織その他の民間団体等（以下「民間団体等」という。）のボランティア活動による海岸漂着物等（海や湖などにおいて、漂流、堆積又は散乱しているごみ等も含む。）の回収が全国各地で行われているが、民間団体等がボランティア活動として海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物である。

については、市町村にあっては、必要に応じて民間団体等の関係者と分別区分の調整等を行い、回収された海岸漂着物等を市町村の廃棄物処理施設において処分する等の善処をお願いします。

なお、民間団体等が海岸管理者等からの事業委託等により、当該民間団体等の事業として海岸漂着物等を回収する場合は、事業活動に伴って生じた廃棄物に該当し、その種類によって、一般廃棄物又は産業廃棄物となるので留意されたい。

3. 財産処分の手続

市町村の一般廃棄物処理施設で一般廃棄物に併せて産業廃棄物を処理することとなる場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 38 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく財産処分（目的外使用）の手続が必要となるが、平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃棄物処理施設の財産処分について」の「第 2 の 2 の（1）災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）」に準じて包括承認事項と同様の取扱いとすることとする。

漁業系廃棄物処理ガイドライン改訂委員会

委員名簿

(敬称略・五十音順)

委員長	田崎 智宏	国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 循環型社会システム研究室室長
委員	浅利 美鈴	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	宇田川 純一	日本製網工業組合理事長
	尾崎 成	兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課主査
	黒田 光茂	(一社) 日本マリン事業協会リサイクル室長
	鈴木 高德	発泡スチロール協会専務理事
	田中 要範	全国漁業協同組合連合会漁政部長
	松本 冬樹	(一社) 大日本水産会事業部調査役
	松本 好憲	日本繊維ロープ工業組合理事長
	森谷 賢	(公社) 全国産業資源循環連合会専務理事